

JBIC CHINA REPORT 中国レポート

2号

2026年度

コラム1

中国の対外開放政策と 日本企業の事業展開

名古屋外国語大学 教授 国際貿易投資研究所 客員研究員

真家 陽一

コラム2

創設20年目を迎えた 中国本土パンダ債市場の動向

(株)野村資本市場研究所 北京事務所 首席代表

関根 栄一

コラム3

プットオプションに関して 6ヶ月の消滅時効はあるか？

弁護士法人キャストグローバル 弁護士・税理士・香港ソリシター

村尾 龍雄

投資関連制度情報

「年齢超過労働者基本的權益
保障暫定施行規定」について

新公布法令情報・解説

主な新公布法令



国際協力銀行

JBIC JAPAN BANK FOR INTERNATIONAL COOPERATION

03

コラム1

中国の対外開放政策と
日本企業の事業展開

名古屋外国語大学 教授 国際貿易投資研究所 客員研究員

真家 陽一

22

コラム2

創設20年目を迎えた
中国本土パンダ債市場の動向

(株)野村資本市場研究所 北京事務所 首席代表

関根 栄一

32

コラム3

プットオプションに関して
6ヶ月の消滅時効はあるか？

弁護士法人キャストグローバル 弁護士・税理士・香港ソリシター

村尾 龍雄

39

投資関連制度情報

「年齢超過労働者基本的權益保障暫定施行規定」について

44

新公布法令情報・解説

主な新公布法令

今号の表紙：遼寧省コークス炉への省エネ・環境改善設備導入プロジェクト

JBICは、2010年4月、遼寧省・本溪北営鋼鉄（集団）股份有限公司における環境改善設備導入支援を目的に中国政府（中国財政部）との間で、総額約34億円を限度とする事業開発等金融の貸付契約を締結。本溪北営鋼鉄がコークス乾式消火設備（CDQ）を導入することにより、熱エネルギーを発電へ活用するほか、消火の過程で発生する粉塵や有毒ガスの大気中への放散を抑制することが可能になり、環境改善に貢献（写真はイメージ）。

コラム1

中国の対外開放政策と
日本企業の事業展開

真家 陽一

名古屋外国語大学 教授
国際貿易投資研究所 客員研究員

1985年、青山学院大学経営学部卒業。2001年、日本貿易振興会（ジェトロ、現・日本貿易振興機構）入会。海外調査部中国北アジア課長、北京事務所次長等を経て、2016年9月より現職。2017年11月より2025年3月まで日立総合計画研究所リサーチフェロー。

はじめに

筆者は国際協力銀行（JBIC）が2026年5月19日に発行した「JBIC中国レポート」2026年度第1号に「第15次5カ年計画にみる中国経済のモデル転換の方向性」を寄稿した。同稿では、2026年3月に開催された「第14期全国人民代表大会第4回会議」（全人代、国会に相当）で採択された、中国の2026～2030年の経済社会政策の基本方針を示す「第15次5カ年計画」について、構成を第14次5カ年計画と比較しつつ、主要目標を概観した上で、主要指標の変化を整理し、その特徴を検証することで、同計画を総合的に考察した^[1]。

第15次5カ年計画は広範な政策分野を包含しているが、本稿は上記レポートのフォローアップ版として、日本企業の事業運営にも大きな影響を及ぼす対外開放政策に焦点を当て、その内容を概観する。

まず、第15次5カ年計画における対外開放政策の構成を第14次5カ年計画と比較し、その変化を整理することで特徴を明らかにする。次に、2026年4月以降に相次いで打ち出された規制強化を踏まえ、第15次5カ年計画における対外開放政策の実態が、安全保障を前提として「管理された開放」へと傾斜していることを確認する。さらに、同計画における対外開放政策の実行可能性とその制約要因を分析するとともに、日本企業にとっての実務的インプリケーションを検討する。

その上で、日本企業の中国での事業展開について、

アンケート調査の結果および2025年11月の日中関係悪化後の対中ビジネス事例を踏まえつつ、今後の対中ビジネス戦略の方向性を展望し、中国の対外開放政策と日本企業の事業展開を包括的に考察することを目的とする。

1. 対外開放政策の概要

まず、第15次5カ年計画における対外開放政策の構成を第14次5カ年計画と比較し、その変化を整理することで特徴を明らかにする。

1) 対外開放政策の構成

対外開放政策の構成を比較すると、第14次5カ年計画では、第12編「高水準の対外開放の実施と協力・ウィンウィンの新たな局面の開拓」の下に、①より高水準の開放型経済新体制の構築、②「一帯一路」共同建設の質の高い発展の推進、③グローバルガバナンス体系改革・構築への積極的参与という3つの柱が置かれていた（図表1）。

これに対し、第15次5カ年計画では、第7編「高水準の対外開放の拡大と協力・ウィンウィンの新たな局面の創出」の下に、①自主的開放の積極的拡大、②貿易・投資協力の質と水準の向上、③「一帯一路」の質の高い共同建設、④人類運命共同体の構築の推進という4つの柱に再編されている。

図表1 第15次5カ年計画における対外開放政策の構成

第14次5カ年計画				第15次5カ年計画			
編	項目	章	項目	編	項目	章	項目
第12編	高水準の対外開放の実施と協力・ウィンウィン の新たな局面の 開拓	第40章	より高水準の 開放型経済新体制の構築	第7編	高水準の対外開放の拡大と協力・ウィンウィン の新たな局面の 創出	第21章	自主的開放の積極的拡大
		第41章	「一帯一路」共同建設の 質の高い発展の推進			第22章	貿易・投資協力の質と水準の向上
		第42章	グローバル・ガバナンス体系 改革・構築への積極的参与			第23章	「一帯一路」の質の高い共同建設
						第24章	人類運命共同体の構築の推進

出所) 新華社「中華人民共和国国民経済社会発展第14次5カ年計画および2035年までの長期目標要綱」（2021年3月）および「中華人民共和国国民経済社会発展第15次5カ年計画要綱」（2026年3月）を基に作成

この構成の変化から、第15次5カ年計画では、第14次5カ年計画の「開放型経済新体制」「一帯一路」「グローバルガバナンス」という枠組みを維持しつつ、その内容を機能別・政策課題別に再編していることがわかる。特に、貿易・投資政策が独立した柱として位置付けられたことから、対外開放政策の精緻化が進んでいると評価できる。

以下では、第14次5カ年計画で掲げられた「開放型経済新体制」「一帯一路」「グローバルガバナンス」が、第15次5カ年計画においてどのように変化したのかを検証する。

2) 開放型経済新体制

第14次5カ年計画における「より高水準の開放型経済新体制の構築」と、第15次5カ年計画の「自主的開放の積極的拡大」および「貿易・投資協力の質と水準の向上」を比較すると、両者は基本的に連続性を有しつつも、政策の構造と重点において明確な変化がみられる（図表2）。

まず構成面では、第14次5カ年計画においては対外開放が「開放型経済新体制」という単一の枠組みの中で包括的に整理されていたのに対し、第15次5カ年計画ではこれが「自主的開放」と「貿易・投資協力」という2つの柱に分解され、機能別に再編されている。第14次5カ年計画では制度型開放、開放プラットフォーム、地域配置、安全保障といった要素が一体的に扱われていたが、第15次5カ年計画では制度・ルール面は「自主的開放」に、実体経済に関わる領域は「貿易・投資協力」にそれぞれ整理され、政策体系はより実務志向に再構成されている。とりわけ、貿易・投資協力が独立した柱として位置付けられた

ことは重要であり、対外開放政策における戦略的重要性の高まりを示している。

図表2 開放型経済新体制の構成

第14次5カ年計画		第15次5カ年計画	
第41章	より高水準の開放型 経済新体制の構築	第21章	自主的開放の 積極的拡大
第1節	制度型開放の 推進加速	第1節	開放分野および地域の 秩序ある拡大
		第2節	高水準の経済貿易ルールと整合する制度および 監督管理体系の構築
第2節	対外開放プラットフォームの機能向上	第3節	地域開放配置の 最適化
第3節	地域開放配置の 最適化		
第4節	開放安全保障体制 の整備	第22章	貿易・投資協力の質と 水準の向上
		第1節	貿易の革新的発展の 推進
		第2節	外資の導入・活用の さらなる強化
		第3節	国際産業・投資協力の 促進

出所) 図表1に同じ

内容面においても、第14次5カ年計画が制度型開放の基盤整備に重点を置いていたのに対し、第15次5カ年計画ではその高度化と具体化が進んでいる。第14次5カ年計画では、国際ルールとの整合、外資参入に関するネガティブリストの縮減、金融分野の段階的開放などが中心であり、いわば制度の枠組みを整備する段階にあった。

他方、第15次5カ年計画では、国際的な高水準ルールへの対応に加え、知的財産権保護の強化、政府調達制度改革、環境・気候関連の基準の整備、さらにはEC（電子商取引）など新領域における国際ルールの試行などが打ち出されており、制度の運用が本格化するとともに、ルール形成への関与が志向されている。

また、第15次5カ年計画では開放の重点分野がより明確化されている。第14次5カ年計画では比較的広範な分野における均衡的な開放が志向されていたのに対し、第15次5カ年計画では電気通信、インターネット、教育、文化、医療などのサービス分野に加え、デジタルやグリーンといった新興分野に重点が置かれている。これは、中国経済の構造転換と連動し、開放政策が産業高度化戦略と一体的に展開されていることを示している。

さらに、貿易・投資協力の位置付けも大きく変化している。第14次5カ年計画では、開放型経済体制の一部として位置付けられていたのに対し、第15次5カ年計画では独立した章のもとで体系的に展開され、サービス貿易、デジタル貿易、グリーン貿易、越境ECなど新たな貿易形態の拡大が強調されている。

加えて、同計画では、貿易リスクの防止・管理や摩擦対応の強化、貿易救済措置など政策手段の拡充、輸出管理体制の整備が明記されており、対外開放政策においてリスク管理と統制の制度化が一層進んでいる点も重要な特徴である。

外資誘致についても、単なる規模拡大から先進製造業、現代サービス、ハイテク、省エネ・環境保護分野の選別的誘導へと重点が移行している。また、対外投資についても、産業チェーンの再配置や新興産業の海外展開に加え、リスク管理や規範化を重視する方針が明確に打ち出されている。言い換えれば、「量的拡大」から「質的最適化」への転換が進んでいるといえる。

以上を総合すると、第14次5カ年計画が開放型経済体制の枠組みを構築する段階にあったのに対し、第15次5カ年計画は、その枠組みを前提として政策を分野別・機能別に具体化する段階へ移行したと評価できる。すなわち、第14次5カ年計画が制度・体制整備を主眼としていたのに対し、第15次5カ年計画は、その運用と高度化を重視する段階に入ったと位置付けられる。

3) 一帯一路

第14次5カ年計画における「『一帯一路』共同建設の質の高い発展の推進」と、第15次5カ年計画の「『一帯一路』の質の高い共同建設」を比較すると、基本理念の連続性を維持しつつも、協力のあり方や重点領域において深化がみられる（図表3）。

図表3 一帯一路の構成

第14次5カ年計画		第15次5カ年計画	
第41章	「一帯一路」 共同建設の質の 高い発展の推進	第23章	「一帯一路」の 質の高い共同建設
第1節	発展戦略と 政策連携の強化	第1節	発展戦略の 連携の深化
第2節	インフラの相互連 携・相互接続の推進	第2節	立体的な相互接続ネッ トワーク配置の整備
第3節	経済・貿易・投資 分野における 実務協力の深化	第3節	実務協力の質と 効果の全面的な向上
第4節	文明の相互学習と 架け橋の架設		

出所) 図表1に同じ

まず共通点として、両計画はいずれも「共同協議・共同建設・共有」を基本原則とし、開放・グリーン・廉潔性（クリーン）を重視しながら、「一帯一路」を中国の対外開放戦略の中核的プラットフォームとして位置付けている。また、インフラのハード連結、ルールや標準のソフト連結、さらには人文交流を通じた関係強化という三層構造も共通しており、経済協力と国際公共財の提供を組み合わせた枠組みである点に大きな変化はない。

第14次5カ年計画では、「一帯一路」の基盤整備と枠組みの拡張に重点が置かれていた。発展戦略と政策連携の強化、インフラの相互接続、経済・貿易・投資分野における実務協力の深化、人文交流の促進などが体系的に整理されるとともに、広域インフラ構想やシルクロード基金を活用した投融資体制の整備など、物理的・制度的基盤の構築が中心となっていた。

これに対して第15次5カ年計画では、既存の協力枠組みを前提としつつ、質的向上と実効性が重視されている。具体的には、発展戦略の連携において実施段階での調整や評価の最適化が強調され、協力プロジェクトについても「重大な象徴的プロジェクト」に加え、「小さくても優れた」民生プロジェクトが重視されるなど、成果の実効性や波及範囲の拡大が

図られている。インフラ連結についても単なるネットワークの拡張から、経済回廊や港湾拠点における協力の深化、輸送ルートの円滑化といった質的向上へと重点が移っている。

協力分野の拡張も顕著である。第14次5カ年計画では公衆衛生、デジタル経済、グリーン発展、科学技術教育などの分野が補助的な位置付けにとどまっていたのに対し、第15次5カ年計画では、グリーン発展、人工知能（AI）、デジタル経済、保健・衛生、観光、農業、気象、北斗衛星ナビゲーションシステムの応用などが主要な協力領域として組み込まれている。この結果、「一帯一路」は従来のインフラ中心の枠組みから、より多層的かつ分野横断的な国際協力プラットフォームへと転換しつつあるといえる。

さらに、リスク管理と制度化の強化も第15次5カ年計画の特徴である。第14次5カ年計画においてもリスク防止や安全保障への言及は見られたが、第15次5カ年計画では廉潔性の確保、投融資の持続可能性、規範化・制度化の推進が一層強調されており、「一帯一路」をより規範的かつ持続可能な枠組みとして再構築しようとする意図がうかがえる。

以上を総合すると、第14次5カ年計画が「一帯一路」の基盤構築と拡張を主眼としていたのに対し、第15次5カ年計画はその成果を前提として、協力の質的向上、分野の高度化、規範化・制度化を重視する段階へと移行している。すなわち、「拡張と構築の段階」から「高度化と共創の段階」への転換と評価できる。

4) グローバルガバナンス

第14次5カ年計画における「グローバルガバナンス改革への参加」と、第15次5カ年計画の「人類運命共同体の構築」を比較すると、いずれも中国の対外戦略における国際秩序への関与を示すものであるが、その位置付けと志向には明確な変化がみられる（図表4）。

図表4 グローバルガバナンスの構成

第14次5カ年計画		第15次5カ年計画	
第42章	グローバルガバナンスシステム改革・建設への積極的な参与	第24章	人類運命共同体の構築の推進
第1節	多国間経済ガバナンスメカニズムの維持と整備	第1節	グローバル経済ガバナンスへの積極的な参画と主導
第2節	高水準のFTAネットワークの構築		
第3節	良好な外部環境の積極的な構築	第2節	新型国際関係の構築の推進
		第3節	より多くの国際公共財の提供

出所) 図表1に同じ

まず第14次5カ年計画では、「グローバルガバナンス改革への参加」は、既存の国際秩序における関与と影響力の拡大を主眼としていた。具体的には、世界貿易機関（WTO）を中心とする多角的貿易体制の維持・改革への関与、G20やBRICS、アジア太平洋経済協力（APEC）などの枠組みを通じた国際経済協力への参加、さらには自由貿易協定（FTA）ネットワークの構築などが柱とされていた。

また、主要多国間金融機関のガバナンス改革への関与に加え、アジアインフラ投資銀行（AIIB）や新開発銀行の活用も重視されており、全体としては既存の制度に依拠しつつ、その中で発言力と制度的影響力を高めていく姿勢が明確であった。すなわち、中国は既存秩序の一員として、段階的に改革を促す立場にあった。

これに対して、第15次5カ年計画の「人類運命共同体の構築」は、より包括的かつ理念主導型の枠組みとして提示されている。ここでは、単なる制度改革への参加にとどまらず、国際秩序の方向性に対する積極的な規範提示が強調されている。具体的には、「平等かつ秩序ある世界の多極化」や「包摂的な経済グローバル化」といった概念を掲げ、既存の国際秩序における価値体系の再編を志向している。

また、WTO改革への関与やFTAの推進といった従来の政策も引き続き重視されているが、それに加えて、AI、デジタル経済、グリーン・低炭素、宇宙空間などの新興分野における国際ルール の提案が明示されており、中国がルール形成主体としての役割を強化しようとしている点が特徴である。

さらに、第15次5カ年計画では外交・安全保障・開発援助が相互に関連しながら対外戦略として展開されている点も重要である。第14次5カ年計画では主として経済ガバナンスが中心であったのに対し、第15次5カ年計画では、気候変動、サイバーセキュリティ、感染症、食糧・エネルギー、テロ対策など、グローバル公共財の提供および国際安全協力が重視されている。また、グローバル開発イニシアティブ、グローバル安全保障イニシアティブ、グローバル文明イニシアティブ、グローバルガバナンス・イニシアティブの枠組みを通じて、開発・安全・文明・ガバナンスの四位一体の国際協力を体系的に推進する姿勢も示されている。

このように、第14次5カ年計画が既存の国際枠組みへの関与を通じて影響力を拡大する段階にあったのに対し、第15次5カ年計画は、自らの理念とルールを提示し、国際秩序の形成に主体的に関与する段階へと移行している。言い換えれば、第14次5カ年計画が「国際秩序の中での役割拡大」を目指していたのに対し、第15次5カ年計画は「国際秩序の方向性に関与し、その再構築を志向する段階」に入ったとみられる。

2. 管理された開放を推進する中国

第15次5カ年計画は、対外開放政策として、サービス業を重点とした開放拡大、貿易・投資協力の質的向上、高水準のFTAネットワークの構築、人民元国際化の推進、投資環境の継続的整備などを掲げている。一見すると対外経済関係のさらなる拡大を志向する内容である。

実際、外資誘致政策の一環として、商務部、国家発展改革委員会、財政部は2026年6月22日、「外資利用の維持・安定・質的向上に向けた行動計画」を発表^[2]。外資の安定に多角的に取り組み、外資利用の維持・安定・質的向上を推進するため、①市場アクセスの拡大、②外商投資の利便性向上、③投資促進水準の向上、④外商投資サービス・保障体系の整備、⑤外

資管理の最適化の5分野において、計15項目の計画を策定した。市場開放や投資環境の改善を通じて既存外資の維持を図るとともに、研究開発や先端産業など質の高い外資を積極的に誘致し、外資利用の安定と高度化を目指す方針を示した。

しかし、足元の制度整備を踏まえれば、その実態は安全保障を前提とした管理された開放へと傾斜している。その象徴が、2026年4月以降に相次いで打ち出された規制強化である。4月7日に国務院から公布された「産業チェーン・サプライチェーンの安全に関する規定」は、重要分野における緊急管理制度を整備するものであり、経済・社会・国家の安全が脅かされる事態に際し、調整措置や備蓄の活用、生産・輸送・供給の統制などを可能とする^[3]。また、関係部門や地方政府による対応措置の実施も明記された。

さらに、外国の組織・個人が正常な市場取引の原則に違反し、中国の産業チェーン・サプライチェーンに実質的な損害、あるいはその恐れを与えた場合には、安全保障調査を実施し、その結果に基づき、貿易や投資を含む各種活動に対して禁止・制限措置を講じ得るとしている。これは、産業チェーン・サプライチェーンの安定確保を掲げつつ、国家安全の観点から対外経済活動を統制する枠組みと位置付けられる。

続く4月13日には、国務院が「反外国不当域外管轄条例」を公布した^[4]。同条例は、外国による不当な域外管轄に対し、中国が対抗措置や制限措置を講じるための制度である。とりわけ、当該措置の実施に関与した外国の組織・個人を「悪意あるエンティティリスト」に追加し、貿易や投資の禁止などの措置を科し得る点は重要であり、企業活動への影響は決して小さくない。

6月1日には、国務院が「対外投資に関する規定」を公布した^[5]。対外投資の管理・サービス体系を整備し、対外投資の質と水準を向上させ、開放協力、互惠ウィンウィンを促進する一方、外国の組織・個人が中国の主権・安全・発展の利益を害し、中国企業との正常な取引を妨害し、投資家に差別的措置を講じた場合、貿易・投資禁止・制限措置を課すことなどを定めた。同規定は7月1日から施行された。

6月22日には、商務部が「産業チェーン・サプライチェーン安全調査作業弁法」を施行した^[6]。外国の国家・地域・国際機関が差別的な禁止・制限措置などにより中国の産業チェーン・サプライチェーンの安全を損ない、またはその実施を支援した場合や、外国の組織・個人が正常な取引の中断や差別的措置などにより中国の産業チェーン・サプライチェーンの安全に重大な損害またはその恐れを生じさせた場合、商務部は産業チェーン・サプライチェーン安全調査を実施することができる。

弁法は調査結果に基づき、国家・地域・国際組織に対しては、貨物・技術の輸出入や国際サービス貿易の禁止・制限、特別費用の徴収、対抗措置リストへの掲載などの措置を、外国の組織・個人に対しては、中国関連の輸出入、中国国内への投資、中国の組織・個人との取引の禁止・制限などの措置を講じることができることを規定した。

これらの動きは、第15次5カ年計画の対外開放政策と矛盾するものではなく、その具体的な制度運用と位置付けられる。中国が志向する開放は、自由な市場開放ではなく、国家安全を軸に産業チェーン・サプライチェーンの安定を確保した上で進める「管理された開放」である。同計画でも、貿易リスクの防止や摩擦対応の強化、貿易救済措置など政策手段の拡充、輸出管理体制の整備が重視されており、「発展」と「安全」は対立する概念ではなく、一体的に運用される政策原則となっている。

3. 対外開放政策の実行可能性と制約要因

第15次5カ年計画における対外開放政策は、制度型開放の深化、貿易・投資協力の高度化、デジタル・グリーン関連分野の拡張、国際ルール形成への関与強化など、第14次5カ年計画に比較して極めて意欲的な政策内容を含んでいる。しかし、その実行可能性は、国内制度、安全保障、国際環境といった構造的制約を強く受けるため、政策の展開は限定的かつ選別的なものにとどまる可能性が高い。

1) 実行可能性が高い領域

比較的执行可能性が高い領域としては、これまで継続的に進められてきた制度型開放の一部や、特定分野における限定的な市場開放が挙げられる。具体的には、自由貿易試験区や海南自由貿易港を中心とした地域開放、外資参入規制の緩和、サービス業の一部の分野における市場開放などである。これらは既に制度的枠組みが整備されているため、段階的な拡大が見込まれる。

また、デジタル貿易や越境EC、グリーン分野における国際協力は、中国経済の成長戦略と整合的であり、政策的インセンティブも強いことから、比較的着実に推進されると考えられる。

さらに、「一帯一路」関連分野についても、大規模インフラ投資からリスク管理を重視した選別的プロジェクトへの転換が進んでおり、規模の拡大よりも質的改善を重視する形で実行される可能性が高い。

2) 政策実行上の制約要因

①国内制度

第15次5カ年計画が掲げる「制度型開放の拡大」や「高水準の経済・貿易ルールとの適合」の実行には大きな制約がある。とりわけ、「環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定」（CPTPP）に代表される高水準の経済・貿易ルールへの適合には、国有企業の競争中立性、政府調達への透明性、労働・環境基準、データの越境移転などに関する国内制度の大幅な調整が必要となる。これらは、中国の国家資本主義的な経済運営や党による統治構造と密接に関わる領域であり、全面的な制度適合は政治的・制度的要因から容易ではない。

②安全保障

安全保障面の制約も極めて重要である。近年、中国は経済安全保障の概念を大きく拡張し、データ、技術、サプライチェーン、金融といった経済領域全体を安全保障の対象として捉えている。この結果、対外開放は単なる市場開放にとどまらず、「安全確保を重視した開放」として運用される傾向が強まっている。

データ分野では越境流動の促進が掲げられる一方、重要データや個人情報に対する規制が強化されており、実務上は管理された形での限定的な開放にとどまる可能性が高い。また、半導体やAIなどの先端技術分野は国家安全の中核と位置付けられており、外資参入や技術移転に対して慎重な姿勢が維持されている。さらに、サプライチェーンについても外部依存の低減が重視され、国家安全審査や輸出管理の強化が企業活動に影響を及ぼしている。人民元の国際化においても、資本流出リスクへの配慮から資本取引の自由化は段階的に進められており、全面的な開放には至っていない。

このように、安全保障の対象領域が経済全体に拡張されたことにより、第15次5カ年計画の対外開放は「開放と統制の同時追求」という性格を強めている。その結果、国家安全に関わる分野では開放が制約される一方、リスクの低い分野では開放が進められるという、選別的な開放が制度的に組み込まれているといえる。

③国際環境

国際環境の変化も実行可能性に大きな影響を与える。米中対立の長期化に伴い、先端技術分野における輸出規制や対中投資規制が強化されており、欧州を含む先進国も「デリスキング」の観点から対中経済関係の再調整を進めている。このような状況下では、中国側が開放政策を打ち出したとしても、相手国が同調しない、あるいは制度的連携の進展が制約される可能性がある。対外開放は一国の政策のみで完結するものではなく、相互依存関係に依拠する以上、外部環境の制約は政策の実行可能性に重要な影響を及ぼす。

以上を踏まえると、第15次5カ年計画の対外開放政策は、「全面的な開放の実現」というよりも、「戦略的かつ選別的な開放」として理解されるべきである。すなわち、中国は、自国の成長や技術発展に資する分野では開放を積極的に進める一方、国家安全や体制維持に関わる領域では統制を強化する構造にある。このため、第15次5カ年計画の対外開放政策は、国内外の制約を踏まえつつ、分野ごとに選別的かつ段階的に展開される可能性が高い。

4. 日本企業にとっての実務的インプリケーション

第15次5カ年計画の対外開放政策は意欲的であるが、日本企業にとっては「機会の拡大」と「リスクの顕在化」が同時に進行する局面となる。中国市場は依然として重要な成長機会を提供する一方、規制や地政学リスクの増大に伴う不確実性が高まっている。したがって、日本企業には、機会の選別とリスク管理を両立させた戦略的対応が不可欠である。

①市場機会

市場機会の観点から見ると、第15次5カ年計画は開放の重点分野を明確に絞り込んでいる。電気通信や医療など一部の分野では、中国側の需要と政策的優先度が概ね整合しており、日本企業が技術力や品質面で優位性を発揮できる余地がある。他方で、インターネットやデータ、プラットフォームなど国家統制と密接に関わる領域については、規制の不確実性が高く、外資による参入・拡大のハードルは引き続き高い。したがって、日本企業としては参入分野の精緻な見極めが重要となる。

②事業戦略

事業戦略の観点では、外資誘致の高度化や国際的な分業体制の再編が進む中、外資企業にはより高度な分野への参入や生産・供給体制の再構築が求められており、中国進出モデルの見直しが必要となっている。今後は、中国市場への対応を重視する地産地消や、投資規模を抑えた事業運営、さらには現地企業との協業が有力な対応策になると考えられる。

特に重要なのがデータ・デジタル領域への対応である。第15次5カ年計画はデータの越境流動の促進を掲げる一方、安全保障の観点から管理強化も強調しており、企業にとっては制約の大きい環境となっている。このため、中国国内で収集・処理されるデータについては国内管理を基本とし、中国向けIT基盤をグローバルシステムと切り分けて運用する必要がある。こうした対応は企業のデジタル戦略全体に影響を及ぼす。

また、サプライチェーンの再構築も不可避である。中国拠点を維持しつつASEANなどへの分散を進め

る、いわゆる「チャイナ・プラス・ワン」型の戦略が現実的である。この際、「地域的な包括的経済連携（RCEP）協定」などのFTAを活用し、原産地規則や関税優遇を踏まえた最適な生産配置が求められる。

③リスク管理

リスク管理の観点では、規制・地政学・レピュテーションの3つリスクが重要である。規制リスクについては、対外開放の促進と安全管理の両立が追求される中、産業・事業分野ごとに許認可制度は一層複雑化しており、単なる法令遵守にとどまらず、政策動向や当局の意図を踏まえた対応が求められる。

地政学リスクに関しては、米中対立の長期化に伴い、技術輸出規制や投資規制が事業活動に影響を及ぼす可能性が高まっており、企業には、各国の法規制の相互抵触を回避しつつ、グローバル全体での整合的なリスク管理が必要とされる。

さらに、レピュテーションリスクは、人権や環境問題に加え、サプライチェーンをめぐる国際的な監視の強化により、中国事業が他地域での企業評価に影響を与える可能性があることから、十分に留意する必要がある。とりわけ欧米市場との関係では、事業展開をめぐるトレードオフが生じる可能性がある。

以上を踏まえると、第15次5カ年計画における中国の対外開放政策は、日本企業にとってビジネス機会の拡大にとどまらず、経営の前提条件に影響を及ぼすといえる。すなわち、「中国市場への参入の可否」という二者択一ではなく、参入分野や関与の程度・形態を戦略的に選択することが求められている。その意味で、日本企業に求められるのは、開放の機会を取り込みつつ、規制や地政学的制約を織り込んだ持続可能な事業モデルを構築することである。

5. 中国における日本企業の事業展開

第15次5カ年計画や近年の制度整備に示される中国の政策・事業環境の変化は、日本企業の対中事業展開にも影響を及ぼしている。以下では、アンケート調査の結果および2025年11月の日中関係悪化後の

対中ビジネス事例を踏まえつつ、今後の対中ビジネス戦略の方向性を展望する。

1) 有望国・地域として中国の得票率が低下

JBICは海外事業に実績のある日本の製造業企業を対象に、海外事業展開の現況や課題、今後の展望を把握する目的で「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査」を1989年から実施している。

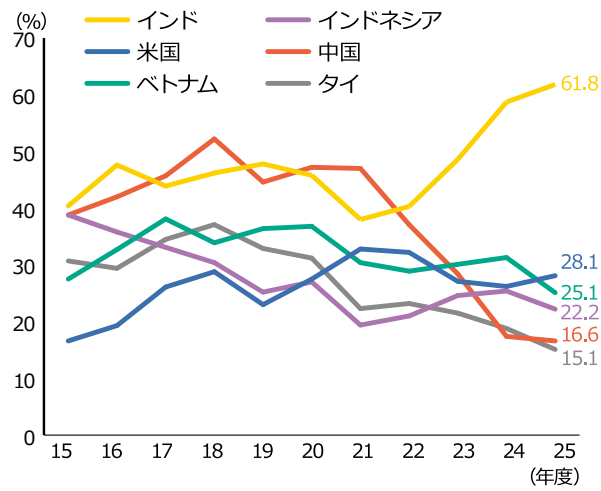
同調査における「中期的（今後3年程度）な有望事業展開先国・地域」に関する回答結果をみると、近年は中国とインドが首位を競う構造が継続してきたが、中国を有望と回答した得票率は、2023年度は28.4%に低下し、2014年度以来の3位に順位を下げた。2024年度は17.4%まで低下し、過去最低となる6位に順位を下げた。JBICは「米国対立やそれに伴う両国の規制強化、中国経済の減速などによる需要減が支持の低下に繋がっているとみられる」との見解を示している（図表5）。

2025年度調査において、中国の得票率は16.6%と5年連続で低下し、過去最低となった^[7]。他方、インドは現地マーケットの今後の成長性への期待などから過去最高となる61.8%の得票率で4年連続首位となった。米国は関税等トランプ政権の政策に対する懸念はあるものの、それを上回る現地マーケットへの評価等から得票率を28.1%に伸ばし24年ぶりに2位となった。

注目されるのは、これまで有望国・地域として票を集めていたASEANの得票率が低下傾向にあることである。特に、ベトナム、インドネシアおよびタイは、中国企業との競争激化により、現地マーケットへの期待が後退したことなどを背景に得票率が低下しており、2025年度はタイが15.1%と過去最低を記録した。

このように、日本企業の有望国・地域に対する評価は、中国のみならずASEAN主要国でも低下しており、アジアにおける事業展開は従来の「中国かASEANか」という選択ではなく、各国の市場や競争環境を踏まえた選別的な投資判断が求められる局面に入っている。

図表5 中期的な有望事業展開先国・地域

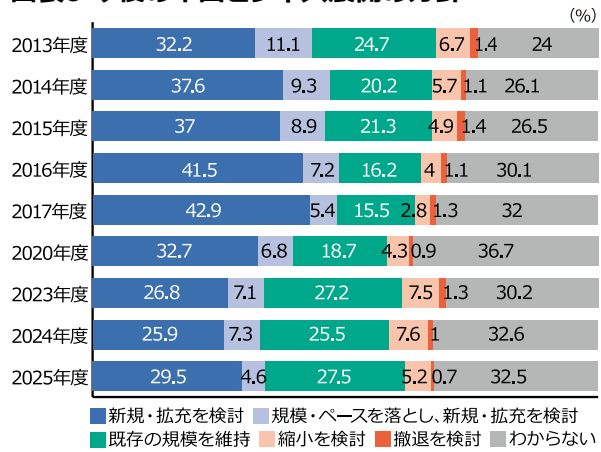


注) 得票率 (%) = 当該国・地域の得票数 / 本設問への回答社数出所) 国際協力銀行 (JBIC) 「わが国企業の海外事業展開に関する調査報告」(2025年12月) を基に作成

2) 中国ビジネスの拡張意欲に下げ止まりの兆し

こうした中、足元では日本企業の中国ビジネスの拡張意欲に下げ止まりの兆しが現れつつある。日本貿易振興機構 (ジェトロ) が2026年2月12日に公表した「2025年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」によれば、中国で既存ビジネスの拡充や新規ビジネスを検討する企業の割合は34.1%と、前年度 (33.2%) から0.9ポイント上昇し、5年ぶりに増加に転じた^[8]。他方、撤退を検討するとの回答は0.7%と過去最少となった (図表6)。

図表6 今後の中国ビジネス展開の方針



注) 2018～2019年度、2021～2022年度は本設問を設けていない出所) ジェトロ「2025年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」(2026年2月) を基に作成

拡張意欲の下げ止まりの背景として、まず挙げられるのが、新型コロナ後の調整の一巡である。新型コロナショックに伴う縮小・移転・撤退が進む一方、残存企業の中には中国市場への適応力や技術的優位性を持つ企業が多いとみられ、対中ビジネス戦略は再構築フェーズへ移行しつつある。この結果、アンケート上の拡張意欲を相対的に押し上げる構造が生じているとみられる。

また、経済や政策の見通しも重要な要因である。不動産問題や外資規制などのリスクは依然として大きいものの、今後の方向性はある程度見通せるようになりつつある。企業にとって大きなリスクは景気そのものというより不確実性であり、事業環境の予見可能性が高まりつつあることが拡張意欲を下支えする要因となっている。

さらに、中国以外の国・地域との相対評価の変化も見逃せない。米国ではトランプ政権下で通商・産業政策の不確実性が高まり、政治リスクが増大している。アジアや中東、アフリカなどのグローバルサウス地域も需要変動や政治リスクの課題を抱えており、安定性の面ではなお脆弱である。

他方、中国は地政学リスクこそ高いものの、既知のリスクとして一定程度織り込まれつつある。こうした中で、EV、脱炭素、高齢化・医療分野などを中心とする内需市場としての中国の重要性が相対的に再認識されている。実際、アンケートでは医療品・化粧品分野で5割超の企業がビジネスを拡充する意向を示した。

総じていえば、ジェトロのアンケート結果は、新型コロナ後の調整完了、不確実性の低下、国際的な相対評価の変化などを背景に、中国ビジネスが縮小・移転・撤退の局面から選択的な再投資と戦略再構築の局面へ移行しつつあることを示唆している。ただし、水準自体は依然として低く、この結果をもって中国ビジネスが本格的な回復局面に入ったと判断するのは早計といえる。

図表7 日中関係悪化後の日本企業の対中ビジネス事例

項目	企業名	概要
①縮小・撤退	イトーヨーカ堂	2025年11月10日、個人消費の停滞やネットスーパーの台頭による影響などで売上高が低迷していた「食品生活館華府大道店」（四川省成都市）を閉店。2026年2月、北京で店舗を運営する「華糖ヨーカ堂」の株式9割を現地小売業に売却し、北京での事業をブランドライセンス供与に絞る。
	J.フロントリテイリング	2025年12月31日、上海新丸商業運営との事業提携を終了し、技術支援の拠点であった現地法人の解散手続きを2026年1月に開始。
	ロック・フィールド	2026年5月19日、中国市場における消費低迷と競争激化によって売上の低下が続き、新たな取り組みを行っても事業の将来性を見込むことは困難と判断し、上海の子会社を解散・清算することを決定。
	キヤノン	2025年11月21日、市場縮小や中国企業の台頭などによって稼働の継続が困難になったとして、広東省中山市のレーザープリンター工場を停止。一部製品の生産を終了し、残る生産機能は他工場に移管。
	東洋紡	2025年11月26日、エアバッグ事業の再編と事業強化の一環として、生産拠点をタイに集約する一方、中国子会社の保有株式の全てを中国市場での事業拡大を目指す帝人フロンティアに譲渡する契約を締結。
	古河電気工業	2025年12月11日、中国市場の景気回復の遅れと価格競争の激化を踏まえ、現体制のままでは中長期的にも黒字化が困難と判断し、遼寧省瀋陽市で超高压電力ケーブルなどの製造・販売を手がける子会社の全持分を中国企業に譲渡することを決定したと発表。
②市場適応・競争力強化	本田技研工業	2026年6月、急激なEVシフトを背景に販売不振が深刻化する中、広州汽車集団との合併会社である广汽ホンダの黄埔工場（広東省広州市）の一部を休止することを決定。
	イオン	2025年11月27日、成長性の高い内陸部を重点出店エリアと位置付け、湖南省で2店舗目となる「イオンモール長沙湘江新区」を開業。また、低価格品を中心とするディスカウント店を2030年までに100店以上展開する一方、主力の食品スーパーでは一部の店舗を閉店。
	イオンモール	今後2年間に中国の約5,000のテナントのうち、約3割にあたる1,400程度を入れ替え、テナント構成を見直し、割安な飲食店などを誘致するほか、公園を併設した商業施設など、長時間滞在できる施設を開業することで、変化する個人消費に対応し、集客力を向上。
	吉野家ホールディングス	2025年11月13日、グループ会社である「キラメキノ未来」が上海市に海外1号店となるラーメン店を開業。
	サイゼリヤ	2026年1月15日、中国内陸部で初となる店舗を湖北省武漢市に開業。 2026年4月8日、四川省成都市でのレストラン展開を担う子会社を設立することを決定。
	FOOD&LIFE COMPANIES	2026年4月27日、中国本土で回転寿司チェーン「スシロー」が100店舗に到達。
	ローソン	2025年12月、中国の店舗数が7,000店を超え、外資系で最多に。 2026年7月13日、上海市にキャラクターグッズの専門店を開業。若年層顧客との接点拡大を狙う。
	ファーストリテイリング	2026年4月9日、春節商戦で春物商品のスタイリング訴求を強化するとともに、JD.comとの協業が拡大したことで、2026年8月期上期の中国大陸事業が増収増益になったと発表。
	良品計画	2026年4月10日、現地の商品企画担当者による生活雑貨や食品の売上が伸長したことで、「独身の日」や春節商戦の売上が好調に推移し、2026年8月期上期の既存店とECの売上が前年同期比13.2%増になったと発表。
	三起商行	2026年4月以降、浙江省杭州市や広東省深圳市の高級商業施設で出店・改装を進めており、深圳市の旗艦店を店舗づくりや顧客サービス、ブランド発信のモデルとして活用。2026年6月2日、中国の高級民間医療グループとの連携を発表。新生児向けのギフトを手がける。
	パナソニック ハウジングソリューションズ	中国でリフォーム需要が伸びていることを踏まえ、リフォーム事業を拡大。 傘下入りが決まったYKKの販売網を活用しながら、2030年度の売上高を400億円と足元から倍増させる計画。
	日産自動車	2025年11月以降、ファーウェイの最新コックピットシステム搭載車、中国で設計・開発・製造されたピックアップトラックやプラグインハイブリッドを搭載したピックアップトラック、プラグインハイブリッドセダン、新型EVを相次いで投入。 中国をグローバルなイノベーションと輸出のハブと位置付け、中南米、ASEAN、中東への輸出を計画していることを公表。
	豊田合成	2026年1月23日、カーデンエアバッグが中資系カーメーカーの高級EVブランドに初めて採用されたと発表。 製品設計時にCAE技術を活用することで、中資系カーメーカーのスピーディーな開発ニーズに対応。
	アイリスオーヤマ	2025年11月11日、広東省深圳市に研究開発拠点となる「中国R&Dセンター」を開設したと発表。 生産工場に近い中国国内に研究開発拠点を開設することで、迅速な製品開発を目指す。
	マニー	2026年1月14日、中国の医療機器分野において国産品優遇政策が強化され、政府調達や大手病院で国産品の採用比率が高まっていることなどを受け、広東省仏山市に生産子会社を設立することを決定したと発表。
③成長分野への投資	アスクル	2026年1月16日、江蘇省太倉市に新たな物流拠点を開設したと発表。 複数のサプライヤーから出荷される商品を集約して輸送することで、安定的・効率的な海外調達体制の実現を目指す。
	横浜ゴム	2026年5月11日、浙江省杭州市に研究開発センターを新設。 現地で研究開発を主導・完結できる体制を構築し、生産と研究開発の両面を強化することで、中国市場への対応速度を向上。
	塩野義製薬	2026年1月8日、薬剤耐性菌による複雑性尿路感染症を対象とする抗菌薬について中国国家薬品监督管理局の承認を取得したと発表。アンメット・メディカル・ニーズが高い疾患領域で新たな治療選択肢を提供。
	ロート製薬	2026年3月16日、AIアプリと連携して過活動膀胱の症状を管理する非侵襲型ウェアラブル医療機器を中国市場に投入すると発表。 医療機器とデジタル技術を組み合わせ、新たなヘルスケアソリューションの提供を目指す。
	アステラス製薬	2026年後半にも、北京市に同社初の研究開発拠点を開設し、現地の企業や研究者との連携を強化するほか、新薬候補物質の探索などを推進。
	第一三共	約11億円を投じ、2030年度に上海市で医薬品の生産棟を稼働させ、主力の抗がん剤「エンハーツ」や成長を見込む抗がん剤「ダトロウェイ」の生産能力を高める計画。
	フェローテック	2026年2月12日、中国の半導体装置メーカーの需要を取り込むため、北京市に5億4,000万元を投じ、新工場と事業運営会社を設立すると発表。2026年4月20日、再生ウエーハ事業で安徽省合肥市で新会社を設立の上、新工場建設を進めると同時に既存工場の能力増強を図ることを発表。
	パナソニックインダストリー	2026年3月4日、広東省広州市にある電子材料の主力工場に高速通信機器向け多層基板材料の新ラインを増強すると発表。 江蘇省蘇州市にも新工場を建設し、AIサーバーや半導体パッケージ向けの多層基板材料を生産。多層基板材料の生産能力を、2025年度からの5年間で倍増する計画。
	三井金属	2026年4月1日、中国においてレアアース元素を取扱うレアメテリアル事業部の営業拠点を遼寧省瀋陽市に新設。 半導体装置メーカーやデバイスメーカーとの関係を強化。
	大倉工業	2026年3月24日、BOEグループと合併会社を設立することを決定。 大型ディスプレイ向けアクリルフィルムの販売拡大と市場シェアの確立を目指す。
	島津製作所	2026年4月をめどに、天津市の既存工場に生産ラインを新設し、今回が初となる半導体製造装置用のターボ分子ポンプの海外生産を開始。中国向けを現地生産に切り替え、半導体国産化に対応。
④資産売却・機能再配置	トヨタ自動車	2026年2月、出資先の小馬智行と共同開発した「レベル4」の自動運転システムを搭載するロボタクシー用EVの量産を広東省広州市の工場で開始。2026年内に中国の大都市に1,000台規模を配備する計画。
	日本触媒	2026年4月28日、中国の合併会社でリチウムイオン電池用電解質として使用されるLiFSIの年産1万トンの製造設備を増設すると発表。 EV用途に加え、近年拡大している電力貯蔵システム向けの需要に対応し、供給体制を強化。
	アルバック	2026年5月7日、レアアース磁石向け連続式真空溶解炉の受注が欧米を中心に拡大していることを受け、日本にも生産体制を構築すると発表。 中国拠点は引き続き中国市場への供給を担う一方、欧米には日本からも供給できる二極体制を確立。
	ソニーグループ	2026年1月20日、テレビやホームオーディオなどのホームエンタテインメント事業を、TCLが51%、ソニーが49%を出資する合併会社に承継することで基本合意し、2026年3月31日に確定契約を締結したと発表。
	TOTO	赤字だった中国大陸事業の黒字転換に向け、工場閉鎖などによる固定費削減を進めるとともに、販売面でもリモデル需要へ軸足を移すなどの構造改革の効果により2027年3月期に黒字化を見込む。
	リコー	2026年4月9日、資産効率向上を目的に、広東省深圳市にある連結子会社の全持分を譲渡することを決定。 使用权を保有する工場跡地も含まれており、事業に利用しなくなった土地資産を整理。

出所) 各社プレスリリース、新聞報道等を基に作成

3) 日中関係悪化の中、中国が対日輸出管理を強化

もっとも、アンケート調査（2025年11月上旬～12月上旬）後の情勢変化を踏まえると、先行きは予断を許さない。中国は2026年に入り、1月6日に日本の軍事ユーザーおよび軍事用途向けの軍民両用（デュアルユース）品目の輸出を禁止した^[9]。これは特定の企業・組織ではなく、軍事ユーザーや軍事用途を対象とした包括的な措置であった。

続いて2月24日には、日本の20企業・組織を「輸出管理コントロールリスト」に^[10]、別の20企業・組織を「注視リスト」に追加すると発表した^[11]。前者はデュアルユース品目の輸出を原則禁止し、後者は輸出審査を厳格化する措置である。三菱重工、川崎重工、IHI、NECなどの防衛関連企業に加え、防衛大学校、宇宙航空研究開発機構（JAXA）など20企業・組織が輸出管理コントロールリストに掲載された。防衛・航空宇宙・通信分野の中核を担う企業・組織が対象となった。同時に、TDK、SUBARU、三菱マテリアル、住友重機械工業など20企業・組織が注視リストに掲載された。これらは、電子部品、航空宇宙、特殊材料、精密機械など、防衛産業を支える基盤技術を担う企業である。

6月29日には第2弾のリストが発表されたが、その性格は一段と変化した。輸出管理コントロールリストには、防衛研究所などの研究機関に加え、三菱電機の関連企業や日本飛行機などが指定された^[12]。規制対象は、主契約企業や中核機関にとどまらず、防衛装備品の研究開発や整備・保守などを担う企業・組織へと広がり、防衛産業のエコシステム全体を視野に入れつつある。

注視リストにも同様の変化が見られる。テラドローン、ACSL、三井E&Sなどが指定され、ドローンなどの新たな軍事技術に加え、船舶やエンジンなど防衛装備を支える分野にも対象が広がった^[13]。これは、ドローンやAIが軍事技術の中核となりつつある近年の動向とも符合する。中国は兵器だけでなく、それを支える技術や部品まで含め、日本の軍事能力を支える基盤全体を警戒の対象としつつある。

実際、中国共産党系メディア「環球時報」は2026年6月30日、「『新型軍国主義』を抑止するため、中国にはまだ多くの対抗手段がある」と題する社説を掲載。同社説は「第1弾の製造・生産部門を対象とした管理措置と比べると、今回は、防衛研究機関や中核的な関連企業を標的としており、日本の防衛産業全体の『中枢』に照準を合わせ、設計・研究開発や技術革新の源流から攻撃用兵器の更新・高度化を抑制することを狙っている」と指摘している^[14]。

もっとも、リストへの掲載は一部の企業・組織に限られ、規制対象もデュアルユース品目に限定されている。また、中国政府も「日中間の通常の経済・貿易関係に影響を与えるものではない」と繰り返し強調している^[15]。したがって、今回の措置を日本経済全体に対する包括的な経済制裁と捉えるのは適切ではない。

懸念されるのは、輸出管理コントロールリストの重点が主契約企業から防衛産業全体へ、注視リストの重点が産業基盤から防衛装備を支える分野へと移り、対象分野が広がっていることである。こうした一連の措置は、中国が輸出管理制度を安全保障政策の主要な実施手段として位置付け、その活用を強化しつつあることを示している。

4) 日中関係悪化後の日本企業の対中ビジネス事例

2025年11月の日中関係悪化後の日本企業の対中ビジネスをみると、事業展開は一定程度維持されており、必ずしも縮小・撤退一辺倒の動きとはなっていない。むしろ、個別事例を整理すると、日本企業の中国事業は、機能・業態・分野ごとの再編段階に入っていると理解するのが適切である。

以下では、日本企業の動きを①縮小・撤退、②市場適応・競争力強化、③成長分野への投資、④資産売却・機能再配置の4項目に整理する（図表7）。

①縮小・撤退

中国市場では、個人消費の低迷やネット販売の拡大、現地企業との価格競争の激化、EV（電気自動車）への急速な移行などを背景に、競争力の回復が見込

めない事業を縮小・撤退する動きが続いている。

小売・食料品分野では、総合スーパーを展開する「イトーヨーカ堂」が2025年11月10日、個人消費の停滞やネットスーパーの台頭による影響などで売上高が低迷していた「食品生活館華府大道店」（四川省成都市）を閉店した^[16]。2026年2月には北京市で店舗を運営する「華糖ヨーカ堂」の株式9割を現地小売業に売却し、同市での事業をブランドライセンス供与に絞った^[17]。食品や日用品のネット販売や宅配が普及する中、従来型の大型店では顧客ニーズを捉えきれなくなったためである。

また、百貨店「大丸」や「松坂屋」などを傘下に持つ「J.フロントリテイリング」も2025年12月31日、上海新丸商業運営との事業提携を終了し、技術支援の拠点であった現地法人の解散手続きを2026年1月に開始した^[18]。さらに、総菜店「RF1」を運営するロック・フィールドは2026年5月19日、中国市場における消費低迷と競争激化によって売上の低下が続き、新たな取り組みを行っても事業の将来性を見込むことは困難と判断し、上海市の子会社を解散・清算することを決定した^[19]。

製造業では、事業の再編や不採算拠点の整理が進んでいる。「キヤノン」は2025年11月21日、市場縮小や中国企業の台頭などによって稼働の継続が困難になったとして、広東省中山市のレーザープリンター工場を停止した^[20]。一部製品の生産を終了し、残る生産機能は他工場に移管する。

高機能素材メーカーの「東洋紡」は2025年11月26日、エアバッグ事業の再編と事業強化の一環として、生産拠点をタイに集約する一方、中国子会社の保有株式の全てを中国市場での事業拡大を目指す帝人フロンティアに譲渡する契約を締結した^[21]。

電線・光ファイバーなどを手がける「古河電気工業」は2025年12月11日、中国市場の景気回復の遅れと価格競争の激化を踏まえ、現体制のままでは中長期的にも黒字化が困難と判断し、遼寧省瀋陽市で超高压電力ケーブルなどの製造・販売を手がける子会社の全持分を中国企業に譲渡することを決定したと発表した^[22]。

「本田技研工業」は2026年6月、急激なEVシフトを背景に販売不振が深刻化する中、広州汽車集団との合併会社である广汽ホンダの黄埔工場（広東省広州市）の一部を休止することを決めた^[23]。同工場の年産能力は24万台で、中国全体の2割に相当する。同社はガソリン車の生産能力を削減しつつ過剰設備の圧縮を急いでいる。

これらの事例に共通するのは、中国市場から一律に撤退するのではなく、競争力の維持が困難となった事業や拠点を選別して縮小・撤退する動きが進んでいる点である。

②市場適応・競争力強化

競争力を維持できる事業では、中国から撤退するのではなく、節約志向や消費行動の変化、現地企業の開発速度、国産品優遇政策などに対応し、商品、価格、店舗、研究開発、生産、物流を現地市場に適応させる動きが広がっている。

小売・商業施設では、総合小売業の「イオン」が2025年11月27日、成長性の高い内陸部を重点出店エリアと位置付け、湖南省で2店舗目となる「イオンモール長沙湘江新区」を開業した^[24]。その一方で、イオンは低価格品を中心とするディスカウント店を2030年までに100店以上展開する方針を示し、主力の食品スーパーでは一部の店舗を閉店するなど、中国の消費低迷と節約志向に合わせて戦略の修正に動いている^[25]。

ショッピングモールを開発・運営する「イオンモール」も今後2年間に中国の約5,000のテナントのうち、約3割にあたる1,400程度を入れ替える^[26]。販売が低迷する衣料品店を減らす一方、割安な飲食店や雑貨店などを入れる。ショッピングモールのテナント構成を見直し、割安な飲食店などを誘致するほか、公園を併設した商業施設など、長時間滞在できる施設を開業することで、変化する個人消費に対応し、集客力の向上を図る。

外食分野では、牛丼チェーン「吉野家」などを展開する「吉野家ホールディングス」のグループ会社である「キラメキノ未来」が2025年11月13日、上海市に海外1号店となるラーメン店を開業した^[27]。吉野家

ホールディングスは2024年に撤退したラーメン事業に再参入し、牛丼、うどんに次ぐ第3の柱に育てる考えである^[28]。

イタリア料理レストランチェーンの「サイゼリヤ」は2026年1月15日、中国内陸部で初となる店舗を湖北省武漢市に開業。初日は400組待ちの大盛況となった^[29]。2026年4月8日には、四川省成都市でのレストラン展開を担う子会社を設立することを決定した^[30]。また、回転寿司チェーン「スシロー」などを展開する外食大手の「FOOD&LIFE COMPANIES」は2026年4月27日、中国本土で「スシロー」が100店舗に達したと発表した^[31]。いずれも、比較的手頃な価格とコストパフォーマンスの高さを強みに、節約志向が強まる中国の外食需要を取り込んでいる。

コンビニエンスストア、衣料・生活用品、子ども用品では、顧客層や販売チャネルに応じた商品・サービスの現地化が進んでいる。コンビニエンスストアを運営する「ローソン」は2025年12月、中国の店舗数が7,000店を超え、外資系で最多となった^[32]。2026年7月13日には上海市にキャラクターグッズの専門店を開業^[33]。ゲームやアニメのキャラクターと組んだ独自商品の開発を通じて若年層顧客との接点拡大を狙っている。

カジュアル衣料品店「ユニクロ」を展開する「ファーストリテイリング」は2026年4月9日、春節商戦で気温の高まりに合わせて春物商品のスタイリング訴求を強化するとともに、中国EC大手のJD.comとの協業によってECの顧客層が拡大したことで、2026年8月期上期の中国大陸事業が増収増益になったと発表した^[34]。

生活雑貨店「無印良品」を展開する「良品計画」は2026年4月10日、現地の商品企画担当者による生活雑貨や食品の売上が伸長したことで、「独身の日」や春節商戦の売上が好調に推移し、2026年8月期上期の既存店とECの売上が前年同期比13.2%増になったと発表した^[35]。

ベビー・子ども服ブランド「ミキハウス」を展開する「三起商行」は2026年4月以降、浙江省杭州市や

広東省深圳市の高級商業施設で出店・改装を進めており、深圳市の旗艦店を店舗づくりや顧客サービス、ブランド発信のモデルとして活用する^[36]。また、2026年6月2日には、中国の高級民間医療グループ「和睦家医療」との連携を発表^[37]。同社にとって、中国の病院とは初めてとなる今回の連携では、北京市および上海市の和睦家医院で生まれた新生児向けのギフトを手がける。

住宅関連では、パナソニックホールディングスの子会社で住宅設備を手がける「パナソニックハウジングソリューションズ」が、不動産市況で新築販売が伸び悩む一方、リフォーム需要が伸びていることを踏まえ、中国のリフォーム事業を拡大する^[38]。同社は傘下入りが決まった「YKK」の販売網を活用しながら^[39]、浴槽や洗面化粧台、温水洗浄便座などを中国で製造・販売し、2030年度の売上高を400億円と足元から倍増させる計画である。

自動車関連では、中国企業の短い開発期間と急速なEV化に対応するため、現地主導の開発体制が強化されている。「日産自動車」は2025年11月以降、ファアウェイの最新コックピットシステムを搭載した「ティアナ」^[40]、初めて中国で設計・開発・製造されたピックアップトラック「Frontier Pro」やプラグインハイブリッドを搭載したピックアップトラック「Frontier Pro PHEV」^[41]、プラグインハイブリッドセダン「N6」^[42]、新型EV「NX8」を相次いで投入した^[43]。また、中国をグローバルなイノベーションと輸出のハブと位置付け、中南米、ASEAN、中東への輸出を計画していることを公表し^[44]、2026年7月には、「Frontier Pro」をメキシコ向けに出荷したと報じられた^[45]。

自動車部品メーカーの「豊田合成」は2026年1月23日、カーテンエアバッグが中資系カーメーカーの高級EVブランドに初めて採用されたと発表した^[46]。製品設計時にCAE技術を活用することで、中資系カーメーカーのスピーディーな開発ニーズにも対応した^[47]。同社の斎藤克巳社長は、中国系完成車メーカー向けの受注で開発期間を従来の36カ月から半減ないしそれ以下に短縮し、性能や品質の高い製品を迅速に提供する方針を示した^[48]。

研究開発、生産、物流の現地化も進んでいる。家電や生活用品を手がける「アイリスオーヤマ」は2025年11月11日、広東省深圳市に研究開発拠点となる「中国R&Dセンター」を開設したと発表した^[49]。家電、IoT、ロボティクス、システム等に関わる基礎研究から開発を行うことを予定している。生産工場に近い中国国内に研究開発拠点を開設することで、迅速な製品開発を目指す。

医科・歯科治療機器を扱う医療機器メーカー「マニ」は2026年1月14日、中国の医療機器分野において国産品優遇政策が強化され、政府調達や大手病院で国産品の採用比率が高まっていることなどを受け、広東省佛山市に生産子会社を設立することを決定したと発表した^[50]。現地生産を通じて製品供給体制を構築し、政策や顧客ニーズへ迅速に対応する。

オフィス用品通販を手がける「アスクル」は、2026年1月16日、江蘇省太倉市に新たな物流拠点「ASKUL太倉センター」を開設したと発表した^[51]。複数のサプライヤーから出荷される商品を集約して輸送することで、安定的・効率的な海外調達体制の実現を目指す。

タイヤメーカーの「横浜ゴム」は2026年5月11日、浙江省杭州市に研究開発センターを新設した^[52]。現地で研究開発を主導・完結できる体制を構築し、生産と研究開発の両面を強化することで、中国市場への対応速度を向上させる。

これらの事例に共通するのは、商品企画、研究開発、生産、物流などを現地化し、中国市場への対応力を高めることで競争力の維持・強化を図っている点である。

③成長分野への投資

中国経済の成長率が低下する中でも、医薬・医療、半導体・電子材料、自動運転・EV、蓄電池など、政策的支援や中長期的な需要拡大が見込まれる分野には、引き続き積極的な投資が行われている。

医薬・医療分野では、製品投入から研究開発、生産能力の増強まで投資の幅が広がっている。「塩野義製薬」は2026年1月8日、薬剤耐性菌による複雑性

尿路感染症を対象とする抗菌薬について中国国家薬品监督管理局の承認を取得したと発表した^[53]。使用可能な治療薬に限られ、アンメット・メディカル・ニーズが高い疾患領域で新たな治療選択肢を提供する。

医薬品やスキンケア製品を展開する「ロート製薬」は2026年3月16日、AIアプリと連携して過活動膀胱の症状を管理する非侵襲型ウェアラブル医療機器を中国市場に投入すると発表した^[54]。医療機器とデジタル技術を組み合わせ、日常生活の中で慢性疾患をより簡便に管理する新たなヘルスケアソリューションの提供を目指す。

「アステラス製薬」は2026年後半にも、北京市に同社初の研究開発拠点を開設し、現地の企業や研究者との連携を強化するほか、新薬候補物質の探索などを推進する。「第一三共」も約11億元を投じ、2030年度に上海市で医薬品の生産棟を稼働させ、主力の抗がん剤「エンハーツ」や成長を見込む抗がん剤「ダトロウェイ」の生産能力を高める計画である^[55]。

半導体・電子材料分野では、中国企業の成長と半導体国産化、生成AIの普及を見据えた投資が相次いでいる。半導体製造装置向け部品メーカーの「フェローテック」は2026年2月12日、中国の半導体装置メーカーの需要を取り込むため、北京市に5億4,000万元を投じ、新工場と事業運営会社を設立すると発表した^[56]。具体的な事業内容は部品洗浄、金属受託加工、セラミックスであり、それぞれの事業を運営する新会社3社を設立する。製品供給に加え、研究開発や工場運営支援まで手がけることで、顧客企業との密着度を高める。また、2026年4月20日には、需要が生産能力を上回る再生ウエーハ事業でも、安徽省合肥市で新会社を設立の上、新工場建設を進めると同時に、既存工場の能力増強を図ることを発表した^[57]。

電子材料・電子部品メーカーの「パナソニックインダストリー」は2026年3月4日、広東省広州市にある電子材料の主力工場に約75億円を投じ、高速通信機器向け多層基板材料の新ラインを増強すると発表した^[58]。また、江蘇省蘇州市にも6億元を投じて新工場を建設し、AIサーバーや半導体パッケージ向けの

多層基板材料を生産する^[59]。10月以降稼働し、多層基板材料の生産能力を、2025年度からの5年間で倍増する計画だ。

非鉄金属・機能材料大手の「三井金属」は2026年3月9日、中国においてレアアース元素を取扱うレアマテリアル事業部の営業拠点を2026年4月1日付で遼寧省瀋陽市に新設すると発表した^[60]。半導体産業の成長に伴って需要が増えている半導体製造装置向けの保護膜材料について、装置メーカーやデバイスメーカーとの関係を強化する。

合成樹脂フィルムメーカーの「大倉工業」は2026年3月24日、中国のディスプレイパネル大手のBOEグループと合併会社を設立することを決定した^[61]。急成長を続けるグローバルディスプレイ市場における機会を捉え、大型ディスプレイ向けアクリルフィルムの販売拡大と市場シェアの確立を目指す。

分析・計測機器メーカーの「島津製作所」は2026年4月をめどに、天津市の既存工場に生産ラインを新設し、今回が初となる半導体製造装置用のターボ分子ポンプの海外生産を開始する^[62]。これまでは京都府と神奈川県で生産してきたが、中国向けは現地生産に順次切り替え、半導体国産化に対応する。

自動運転・EV関連では、「トヨタ自動車」が2026年2月、出資先の自動運転システム新興の「小馬智行」と共同開発した「レベル4」の自動運転システムを搭載するロボタクシー用EVの量産を現地合併会社「广汽トヨタ」（広東省広州市）の工場で開始した^[63]。2026年内に中国の大都市に1,000台規模を配備する計画だ。

蓄電池材料では、化学メーカーの「日本触媒」が2026年4月28日、中国の合併会社でリチウムイオン電池用電解質として使用されるLiFSIの年産1万トンの製造設備を増設すると発表した^[64]。EV用途に加え、近年拡大している電力貯蔵システム向けの需要に対応し、供給体制を強化する。

これらの事例に共通するのは、中国市場全体への一律の投資ではなく、医療、半導体、AI、EVなど、政策支援と需要拡大が見込まれる成長分野へ経営資

源を重点配分する動きが進んでいる点である。

④資産売却・機能再配置

中国事業を全面的に縮小するのではなく、生産体制や事業構造を見直し、中国企業との合併事業への事業移管や土地・子会社などの資産売却を通じて、グローバルな事業基盤を最適化する動きもみられる。

生産面では、真空装置メーカー「アルバック」が生産体制の再構築を進めている。同社は2026年5月7日、レアアース磁石向け連続式真空溶解炉の受注が欧米を中心に拡大していることを受け、中国拠点に加え、日本国内にも生産体制を構築すると発表した^[65]。中国拠点は引き続き中国市場への供給を担う一方、欧米には日本からも供給できる二極体制を確立し、顧客に多様な選択肢を提供する。

事業面では、「ソニーグループ」が中国の家電大手「TCL」との合併会社へ事業を移管する。同社は2026年1月20日、テレビやホームオーディオなどのホームエンタテインメント事業を、TCLが51%、ソニーが49%を出資する合併会社に承継することで基本合意し^[66]、2026年3月31日に法的拘束力を有する確定契約を締結したと発表した^[67]。新会社は、ソニーが長年培った高画質・高音質技術やブランド力、オペレーションマネジメント力と、TCLが有する先端ディスプレイ技術や事業基盤、コスト競争力および垂直統合型サプライチェーンの強みを組み合わせ、グローバルに事業を展開する。

また、衛生陶器や住宅設備を手がける「TOTO」は赤字だった中国大陸事業の黒字転換に向け、工場閉鎖などによる固定費削減を進めるとともに、販売面でもリモデル需要へ軸足を移している。提案の仕方やショールームの展示も変更しており、こうした構造改革の効果により2027年3月期には黒字化を見込んでいる^[68]。

資産面では、「リコー」が遊休資産の整理を進めている。同社は2026年4月9日、資産効率向上を目的に、広東省深圳市にある連結子会社の全持分を譲渡することを決定した^[69]。譲渡対象には同社が使用权を保有する工場跡地も含まれており、事業に利用

しなくなった土地資産を整理する。

全体をまとめると、日本企業の対応は、競争力を失った事業は縮小・撤退する一方、維持可能な既存事業では市場適応と競争力強化を進め、成長が見込まれる分野には投資を続ける。同時に、生産体制や事業構造を見直し、中国企業との合併事業への事業移管や不要な資産の売却を通じて、中国事業を選択的に再構築している。

5) 対中ビジネス戦略の今後の方向性

今後の対中ビジネスでは、安全保障リスクへの対応と経済合理性の両立が求められる。具体的な戦略の方向性として、①技術管理・流出対策の強化、②サプライチェーンの分散、③中国市場の選択的活用の3点が挙げられる。

①技術管理・流出対策の強化

特に重要なのは、安全保障関連事業と民生事業の管理を明確に区分することである。具体的には、防衛・先端技術については中国との関係を慎重に管理する一方、民生分野では中国市場を選択的に活用する。安全保障リスクが高まる中、研究開発拠点の管

理、技術移転ルールの整備、人材管理など、技術流出防止に向けた体制強化が必要である。また、輸出管理や投資規制への適切なコンプライアンス体制の整備も不可欠である。

②サプライチェーンの分散

近年のリスク（輸出・技術規制、地政学リスク）を踏まえると、中国一極集中型のサプライチェーンから、複数国・地域への分散が求められる。ただし、中国を切り離すのではなく、同国を含めたサプライチェーン分散が現実的である。

③中国市場の選択的活用

中国は依然として世界最大級の市場であり、重要な製造拠点である。このため、競争力を維持できる分野を選別しながら事業を展開することが重要である。具体的には、商品企画、研究開発、生産などの現地化を進め、中国市場への対応力を高めるとともに、医療、半導体、AI、EV、など成長が見込まれる分野へ重点的に経営資源を投入することが求められる。こうした選択的な市場活用により、安全保障リスクへの対応と経済合理性の両立を図ることが現実的な対中ビジネス戦略と考えられる。

2026年7月20日記

- 【1】 国際協力銀行「JBIC中国レポート」2026年度第1号
(https://www.jbic.go.jp/ja/information/reference/image/china2026_01.pdf)
- 【2】 商務部、国家発展改革委員会、財政部「外資利用の維持・安定・質的向上に向けた行動計画に関する通知」2026年6月22日
(https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2026/art_6ec41d10a569434c8ebc942aca23e544.html)
- 【3】 国務院「産業チェーン・サプライチェーンの安全に関する規定」2026年4月7日
(https://www.gov.cn/zhengce/content/202604/content_7064837.htm)
- 【4】 国務院「反外国不当域外管轄条例」2026年4月13日
(https://www.gov.cn/zhengce/content/202604/content_7065398.htm)
- 【5】 国務院「対外投資に関する規定」2026年6月1日 (https://www.gov.cn/zhengce/content/202606/content_7070755.htm)
- 【6】 商務部「産業チェーン・サプライチェーン安全調査作業弁法」2026年6月24日
(http://www.mofcom.gov.cn/zcfb/blgg/art/2026/art_83ef0e55167046f9b14917ea659afb5c.html)
- 【7】 国際協力銀行（JBIC）「わが国企業の海外事業展開に関する調査報告～2025年度海外直接投資アンケート調査結果（第37回）」2025年12月11日 (<https://www.jbic.go.jp/ja/information/press/press-2025/image/000013819.pdf>)。同調査は2025年7月10日～8月31日、原則として海外現地法人を3社以上（うち生産拠点1社以上を含む）有するわが国製造業企業を対象に実施。有効回答は541社（有効回答率50.5%）。
- 【8】 日本貿易振興機構（ジェトロ）「2025年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」2026年2月12日
(https://www.jetro.go.jp/ext_images/_News/releases/2026/fb2468413e5d19f0/survey_v3.pdf)。同調査は2025年11月4日～12月3日、海外ビジネスに関心の高い日本企業（本社）9,647社を対象に実施。有効回答は3,369社（有効回答率34.9%）。

- 【9】 商務部「日本に対する軍民両用（デュアルユース）品目の輸出管理の強化に関する公告」2026年1月6日
(https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2026/art_8990fedae8fa462eb02cc9bae5034e91.html)
- 【10】 商務部「日本の20企業・組織の輸出管理コントロールリスト追加に関する公告」2026年2月24日
(https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2026/art_b5159a773124428a9813884015d1b8b3.html)
- 【11】 商務部「日本の20企業・組織の注視リスト追加に関する公告」2026年2月24日
(https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2026/art_bac18400512d408a8d4c2f964e36ac11.html)
- 【12】 商務部「日本の20企業・組織の輸出管理コントロールリスト追加に関する公告」2026年6月29日
(https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2026/art_df87be1437044874a35f85cf6e076f3d.html)
- 【13】 商務部「日本の20企業・組織の注視リスト追加に関する公告」2026年6月29日
(https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2026/art_c2ab731429dc4bc3ba8696cd0e6ad857.html)
- 【14】 環球時報「『新型軍国主義』を抑止するため、中国にはまだ多くの対抗手段がある」2026年6月30日
(<https://opinion.huangniu.com/article/4SBFixV3FQb>)
- 【15】 商務部「商務部報道官、対日輸出規制措置に関する記者の質問に回答」2026年2月24日
(https://www.mofcom.gov.cn/xwfb/xwfyrt/2026/art_ecab07b2d57149ecbd800fe40362e8ed.html)
および商務部「商務部報道官、対日輸出規制措置に関する記者の質問に回答」2026年6月29日
(https://www.mofcom.gov.cn/xwfb/xwfyrt/2026/art_fc337b6e01f94e7c96ecdc3ea5bba28b.html) 等
- 【16】 日本経済新聞「ヨーカ堂、成都店を閉鎖」2025年11月8日
- 【17】 日本経済新聞「北京のヨーカ堂、運営撤退」2026年2月2日
- 【18】 J.フロントリテイリング・プレスリリース「上海新丸商業運営有限公司との事業提携の終了について」2025年12月19日
(https://www.j-front-retailing.com/_data_json/news/_upload/20251219JFR_Shanghai.pdf)
- 【19】 ロック・フィールド・IRニュース「海外連結子会社の解散及び清算に関するお知らせ」2026年5月19日
(<https://pdf.irpocket.com/C2910/WUpy/CXxP/VwrC.pdf>)
- 【20】 日本経済新聞「キヤノン、中国・広東省の工場閉鎖」2025年11月28日
- 【21】 東洋紡ニュースリリース「連結子会社の株式譲渡に関するお知らせ」2025年11月26日
(https://www.toyobo.co.jp/news/2025/release_1860.html)
- 【22】 古河電気工業ニュースリリース「特定子会社の異動（持分譲渡）に関するお知らせ」2025年12月11日
(https://www.furukawaelectric.com/release/2025/kei_20251211.pdf)
- 【23】 日本経済新聞「ホンダ、中国で止血急ぐ」2026年4月18日
- 【24】 イオン・ニュースリリース「湖南省2号店『イオンモール長沙湘江新区』11月27日（木）グランドオープン!」2025年11月6日
(https://www.aeon.info/news/release_100161/)
- 【25】 日本経済新聞「イオン、中国で低価格店」2026年3月7日
- 【26】 日本経済新聞「イオンモール、中国で350億円投資」2026年4月27日
- 【27】 吉野家ホールディングス・ニュースリリース「京都発『キラメキノトリ』、上海に海外1号店をオープン」2025年11月13日
(<https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS08813/44b90f7f/3174/4189/abe1/3172611929c5/20251112153827875s.pdf>)
- 【28】 日本経済新聞「吉野家、中国でラーメン店再進出」2025年11月13日
- 【29】 ジェトロ・ビジネス短信「サイゼリヤが武漢市に初出店」2026年1月28日
(https://www.jetro.go.jp/biznews/2026/01/bafcadadddcdacfe.html?utm_source=chatgpt.com)
- 【30】 サイゼリヤ・IRライブラリ「海外子会社設立に関するお知らせ(成都)」2026年4月8日
(<https://www.saizeriya.co.jp/files/260408-海外子会社設立に関するお知らせ-成都-案5.pdf>)
- 【31】 日本経済新聞「スシロー 中国100店舗」2026年4月29日
- 【32】 ローソン企業情報「ローソンの歴史」
(<https://www.lawson.co.jp/company/corporate/data/history/detail/development.html>)
- 【33】 日本経済新聞「ローソン、上海でグッズ専門店」2026年7月15日
- 【34】 ファーストリテイリング「2026年8月期上期業績および通期 業績予想」2026年4月9日
(https://www.fastretailing.com/jp/ir/library/pdf/20260409_results.pdf)
- 【35】 良品計画「2026年8月期上期決算説明会」2026年4月10日
(https://ssl4.eir-parts.net/doc/7453/ir_material_for_fiscal_ym1/201536/00.pdf)
- 【36】 日本経済新聞「ミキハウス、米中出店拡大」2026年5月20日

- [37] 三起商行ニュース「ミキハウス、中国で高級総合病院と初の連携をスタート」2026年6月2日
(https://www.mikihouse.co.jp/blogs/news/20260602_01)
- [38] 日本経済新聞「パナソニック系、中国リフォーム事業拡大」2026年2月7日
- [39] パナソニックホールディングス・プレスリリース「YKKとパナソニックホールディングスによるパナソニックハウジングソリューションズの株式譲渡契約の締結について」2025年11月17日 (<https://news.panasonic.com/jp/press/jn251117-3>)
- [40] 日産自動車ニュースリリース「東風日産、『HarmonySpace5.0』を搭載した『ティアナ』を発売」2025年11月21日
(<https://global.nissannews.com/ja-JP/releases/251121-01-j>)
- [41] 日産自動車ニュースリリース「中国で『Frontier Pro』『Frontier Pro PHEV』を発表」2025年12月2日
(<https://global.nissannews.com/ja-JP/releases/251202-01-j>)
- [42] 日産自動車ニュースリリース「中国で『N6』を発表」2025年12月3日
(<https://global.nissannews.com/ja-JP/releases/251203-02-j>)
- [43] 日産自動車ニュースリリース「東風日産乗用車会社が『NX8』を中国で発売」2026年4月9日
(<https://global.nissannews.com/ja-JP/releases/260409-02-j>)
- [44] 日産自動車ニュースリリース「日産自動車、北京モーターショー2026で新エネルギー車のコンセプトカー2台を初公開」2026年4月24日 (<https://global.nissannews.com/ja-JP/releases/260424-01-j>)
- [45] 日本経済新聞「日産、中国生産車を輸出」2026年7月7日
- [46] 豊田合成ニュースリリース「中国のカーメーカーにエアバッグが初採用」2026年1月23日
(<https://www.toyoda-gosei.co.jp/news/details.php?id=1491>)
- [47] CAE (Computer Aided Engineering) 技術とは、製品の設計・開発を支援するコンピュータシミュレーションシステム。製品の動きなどをコンピュータ上で予測・再現して各種解析ができ、開発の高効率化などにつながる。
- [48] 日本経済新聞「豊田合成、中国系向け開発期間半減」2026年1月31日
- [49] アイリスオーヤマ・ニュースリリース「『中国R&Dセンター』開設を決定」2025年11月11日
(<https://www.irisohyama.co.jp/news/2025/?date=1111>)
- [50] マニー・IRニュース「中国生産子会社の設立に関するお知らせ」2026年1月14日
(<https://ssl4.eir-parts.net/doc/7730/tdnet/2740735/00.pdf>)
- [51] アスクル・ニュースリリース「アスクル、中国・太倉に物流拠点を開設」2026年1月19日
(<https://pdf.irpocket.com/C0032/KfQV/T8Lh/pWMS.pdf>)
- [52] 横浜ゴム・ニュースリリース「横浜ゴム、中国に研究開発センターを新設、中国現地での研究開発機能を強化」2026年5月11日
(<https://www.y-yokohama.com/release/?id=4785&lang=ja&sp=20>)
- [53] 塩野義製薬プレスリリース「セフィデロコルの中国における承認取得について」2026年1月8日
(https://www.shionogi.com/jp/ja/news/2026/01/20260108_1.html)
- [54] ロート製薬ニュースリリース「過活動膀胱の症状管理を行うウェアラブル医療機器の中国市場発売へ」2026年3月16日
(https://www.rohto.co.jp/news/release/2026/0316_01)
- [55] 日本経済新聞「製薬大手、中国で投資拡大 技術取り込み市場開拓」2026年6月13日
- [56] フェローテック・ニュースリリース「中国北京における設備投資（新工場建設）、新会社設立（特定子会社を含む）に関するお知らせ」2026年2月12日 (<https://www.ferrotec.co.jp/php/download.php?f=jp/20260212557350.pdf>)
- [57] フェローテック・ニュースリリース「再生ウエーハ事業での新会社設立と設備投資（新工場建設）の実施、及び再生ウエーハ事業子会社(CRSM)出資受入に伴う子会社から持分法適用会社への異動に関するお知らせ」2026年4月20日
(<https://www.ferrotec.co.jp/php/download.php?f=jp/20260420506982.pdf>)
- [58] パナソニックインダストリー・ニュースリリース「中国・広州の多層基板材料『MEGTRON』新ラインに約75億円」2026年3月4日
(https://news.panasonic.com/jp/press/jn260304-4?_gl=1*16um5jh*_ga*MjA1MTg3NTU5UMS4xNzgzODMwNmZyYw*_ga_K78QDTE735*czE3ODQyNTczNzYkZkZEkDE3ODQyNTczNzYkZkZkajU0JGwwJGww)
- [59] 日本経済新聞「パナソニック系、中国に基板材料工場」2026年6月6日
- [60] 三井金属ニュースリリース「中華人民共和国でのレアメテリアル営業拠点の新設について」2026年3月9日
(<https://www.mitsui-kinzoku.com/LinkClick.aspx?fileticket=oGtpjACCSTc%3D&tabid=199&mid=826&TabModule950=0>)
- [61] 大倉工業ニュースリリース「合併会社設立に関するお知らせ」2026年3月24日
(https://www.okr-ind.co.jp/wp/wp-content/uploads/26_03.24goubennkaisyaseturitunikannsuruosirase.pdf)
- [62] 日本経済新聞「島津、中国で半導体装置部品」2026年3月28日
- [63] 日本経済新聞「トヨタ、中国でロボタクシー量産」2026年2月11日

- [64] 日本触媒リリース「中国JVでリチウムイオン電池用電解質LiFSIの製造設備を増設」2026年4月28日 (<https://www.shokubai.co.jp/ja/news/202604282671/>)
- [65] アルバック・ニュース「アルバック、レアアース磁石向け真空溶解炉の国内生産体制を構築」2026年5月7日 (<https://www.ulvac.co.jp/news/20260507a/>)
- [66] ソニーグループ・ニュースリリース「ソニーとTCL、ホームエンタテインメント領域における戦略的提携に関する基本合意」2026年1月20日 (<https://www.sony.co.jp/news-release/202601/26-0120/>)
- [67] ソニーグループ・ニュースリリース「ソニーとTCL、ホームエンタテインメント領域における戦略的提携に関する確定契約を締結」2026年3月31日 (<https://www.sony.co.jp/news-release/202603/26-0331/>)
- [68] TOTO「2026年3月期決算説明資料」2026年4月30日 (<https://ssl4.eir-parts.net/doc/5332/tdnet/2797692/00.pdf>)
- [69] リコー・ニュースリリース「子会社（孫会社）持分の譲渡および譲渡益計上に関するお知らせ」2026年4月9日 (https://jp.ricoh.com/-/Media/Ricoh/Sites/jp_ricoh/release/2026/pdf/0409_1.pdf)

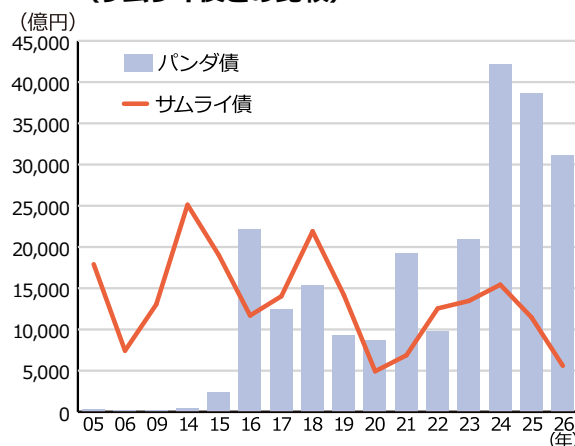
コラム2

創設20年目を迎えた
中国本土パンダ債市場の動向

関根 栄一

(株)野村資本市場研究所
北京事務所 首席代表1991年に日本輸出入銀行（現・国際協力銀行）入行、財務部、北京事務所等を経て、
2006年5月に野村資本市場研究所に入社、2010年7月より現職。I. 2024年は過去最高の
発行金額を記録

中国本土（オンショア）において日本のサムライ債に相当する非居住者人民元建て債、いわゆる「パンダ債」の発行金額が、2024年は1,948億元（前年比85.5%増）と過去最高を記録した。2025年に入っても、発行金額の伸びは続いており、通年で1,733億元と、前年比11.0%減ではあるが、それでも過去2番目の発行水準となっている。

図表1 パンダ債の発行金額の推移
(サムライ債との比較)

注) 1. 2007年、2008年、2010～2013年はパンダ債の発行実績なし。
2. 2025年のパンダ債発行金額は中国人民銀行の統計に基づく。
3. サムライ債の発行金額は日本証券業協会の統計に基づく。
4. パンダ債発行金額の邦貨金額は、各年末時点または該当月末時点の国家外国為替管理局の為替レートで換算。
5. 2026年は1～5月の数値。
出所) Wind資訊、中国人民銀行、日本証券業協会より野村資本市場研究所作成

この発行金額を邦貨換算して比較すると、サムラ

イ債とパンダ債の発行金額は、それぞれ、2023年は1兆3,451億円に対し2兆881億円、2024年は1兆5,411億円に対し4兆2,134億円、2025年は1兆1,444億円に対し3兆8,686億円と、3年連続でパンダ債がサムライ債の発行規模を上回った（図表1）。2026年1～5月の発行金額は、サムライ債が5,577億円、パンダ債が3兆1,064億円で、4年連続でパンダ債がサムライ債の発行金額を上回る見込みである。日本でサムライ債市場が創設されたのは1970年で、国際開発金融機関としてのアジア開発銀行（ADB）が発行して以来、2025年で55年の歴史を有する。一方、中国でパンダ債市場が創設されたのは2005年で、ADBと世界銀行グループの国際金融公社（IFC）がそれぞれ初回債を発行して以来^[1]、2025年でちょうど20年目を迎えた。2025年に入り、オンショアだけでなく、香港を含む中国本土外（オフショア）でも人民元建て起債や融資が拡大している。その背景として、①米国のインフレ抑制のための利上げと中国のデフレ阻止のための利下げにより、人民元の調達コストが下がった点、②地政学的な緊張や関税が貿易の地域化を加速させ、人民元建て資金調達の需要を押し上げている点、について指摘がある^[2]。前者の国際的な金利差という市場環境を活かせるようになったのも、中国本土での資本移動の自由には制限がある中で、パンダ債市場が、当初は発行体を国際開発金融機関に絞り込み、資金使途も中国本土に限定して始まったものの、段階的に発行体を外国政府や海外金融機関・事業会社に拡大し、併せて為替・送金規制を緩和してきたように、発行制度の最適化を進めてきたため

と言える。

本稿では、まずパンダ債市場の直近の2024年及び2025年（1～11月が対象）の銘柄構成を確認し、次にパンダ市場創設後の規制緩和がどのように行われてきたかを振り返り、最後に2026年から始まる第15次5カ年計画（～2030年）でどのような変化があり得るのかを見ていく。後述の通り、グローバルサウス諸国によるパンダ債発行が続く可能性がある。

II. 多様化したパンダ債の
発行体の顔ぶれ

1. パンダ債の発行体は4種類に区分

2024年7月5日に中国銀行間市場交易商協会（NAFMII）^[3]が公表した「パンダ債商品ハンドブック」^[4]、及び2025年11月7日にS&Pグローバルの中国現地法人（標普信用評級〔中国〕有限公司）が公表した「制度・市場主導でパンダ債市場の拡大が新たな段階に突入」と題したレポート（以下、S&Pレポート）^[5]によると、2005年から段階的に多様化してきたパンダ債の発行体は、以下の4つの種類から構成される（図表2）。

1つ目が国際開発金融機関であり、発行体第1号として、前述の通り、2005年10月のADBやIFCが挙げられる。

2つ目が外国政府であり、発行体第1号として、2015年12月の韓国政府が挙げられる。

3つ目が海外金融機関であり、発行体第1号として、2015年9月の中国銀行やHSBCの各香港法人が挙げられる。

4つ目が海外事業会社であり、発行体第1号として、2014年3月の独自自動車大手ダイムラー（当時、2022年2月1日付でメルセデス・ベンツグループに社名変更）が挙げられる。海外事業会社が発行するパンダ債は、NAFMIIが設定している「非金融企業が発行する債務調達ツール」との規制枠組みの下で発行される。他に、中国本土以外の地域、例えば香港で登録・設立され上場しているものの、中国本土の政府・法人が支配権を有する会社である「レッドチップ」として、2015年11月に招商局集団（香港）が中国本土の証券取引所でパンダ債を発行している。このパンダ債は、証券取引所で発行される上場会社債（中国語で「公司債」）の法的形式を採っている。

2. 過去最高金額を記録した2024
年以降の海外発行体の顔ぶれ

1) 海外発行体の割合が上昇基調

前述のS&Pレポートに基づく、発行体数別内訳（2020年～2025年10月）は、ノンバンクが全体の20%、銀行が同19%、環境サービス・ユーティリティが同16%を占めている。

また、発行体の銘柄構成のうち、2024年はレッドチップが全体の55%、海外発行体が同32%を占めている。後者の海外発行体は、国際開発金融機関、

図表2 パンダ債の発行体の種類

発行体の種類	実績（第1号）		中国本土での分類	発行・流通市場	登録または審査機関
国際開発金融機関（MDBs）	2005年10月	国際金融公社（IFC）	人民元建て債券	銀行間債券市場	中国銀行間市場交易商協会への登録（制度創設当初は中国政府による審査・認可）
	2015年12月	アジア開発銀行（ADB）			
外国政府	2015年12月	韓国政府	人民元建て債券	銀行間債券市場	中国銀行間市場交易商協会への登録（制度創設当初は中国政府による審査・認可）
	2016年1月	カナダ・ブリティッシュコロンビア州政府			
海外金融機関	2015年9月	中国銀行（香港）	金融債	銀行間債券市場	中国人民銀行による審査・認可
		HSBC（香港）			
海外事業会社	2014年3月	独ダイムラー	非金融企業が発行する債務調達ツール	銀行間債券市場	中国銀行間市場交易商協会への登録
	2015年11月	招商局集団（香港）	公司債	証券取引所市場	証券取引所による審査後、中国证券监督管理委员会に登録

出所) 中国銀行間市場交易商協会及び标普信用评级（中国）有限公司より野村資本市場研究所作成

外国政府、海外金融機関、海外事業会社から成る。近年の海外発行体の割合は、2023年の27%から、2025年（10月まで）には39%に上昇しており、S&Pとしても、海外発行体の割合が上昇基調にあるとの見方を示している。

2) 欧米系のうち2025年は米国の発行体が初めてパンダ債を発行

2024年以降の海外発行体の個別銘柄を見ていくと、欧米系の発行体のうち、まず銀行では、2025年7月、米国の発行体として初めて、モルガン・スタンレーがパンダ債（20億元、期間5年、表面利率1.98%）を私募形式で発行している（図表3）。その他の欧米系銀行では、仏クレディ・アグリコル、ドイツ銀行、カナダ・ナショナル銀行、英バークレイズ銀行といった発行体の顔ぶれもある。これらの銀行は、中国本土でも金融ビジネスを行っており、親会社がパンダ債で調達した人民元資金を、中国本土の現地法人に、例えば親子ローンの形式で資金投入しているものと考えられる。

また、欧州系銀行が発行するパンダ債では、中国本土の自行の現地法人が主幹事に入るケースもある。銀行間債券市場での引受主幹事資格は、①全ての債券を対象としたタイプAと、②パンダ債を

対象としたタイプBから構成される。このうち、前者のタイプAについて、2024年1月、NAFMIIは、仏クレディ・アグリコル、HSBC、スタンダード・チャータード銀行の3行の各現地法人に新たに資格を付与した^[6]。

タイプAの資格はこれまでドイツ銀行とBNPパリバの2行のみが有していた。後者タイプBについては、NAFMIIは同じタイミングで、JPモルガン、みずほ銀行、三菱UFJ銀行の3行の各現地法人に資格を付与した。図表3の通り、2024年以降の海外発行体のパンダ債の引受主幹事に邦銀が入っているのには、かかる中国当局による外資系銀行の引受主幹事資格の拡大政策があり、より多くの海外発行体をパンダ債市場に呼び込む狙いが見て取れる。

次に欧州の事業会社では、ドイツの化学会社（BASF、バイエル）や自動車会社（BMW、メルセデス・ベンツグループ、フォルクスワーゲン〔VW〕・グループ）傘下のファイナンスカンパニーがパンダ債市場を活用している。調達資金は、中国本土の現地法人向けに、親子ローンの形式で充当しているものと思われる。また、引受主幹事には、ドイツやフランスの銀行の中国現地法人が入っているケースもある。

図表3 パンダ債の発行実績（2024年及び2025年1～11月）

種類	発行体	発行額 (億元)	発行時期	期間 (年)	表面 利率	主幹事数 (行/社)	うち外資系及び香港・台湾系
欧米系 銀行	ドイツ銀行	30	2024年4月	2	2.59%	15	ドイツ銀行（中国）、富邦華一銀行、DBS銀行（中国）、東亜銀行（中国）、仏クレディ・アグリコルCIB（中国）、中徳証券
	仏クレディ・アグリコル	25	2024年4月	3	2.58%	10	仏クレディ・アグリコルCIB（中国）、富邦華一銀行、ドイツ銀行（中国）、DBS銀行（中国）
	ドイツ銀行	30	2024年6月	2	2.27%	15	ドイツ銀行（中国）、富邦華一銀行、DBS銀行（中国）、三井住友銀行（中国）、スタンダードチャータード銀行（中国）、仏クレディ・アグリコルCIB（中国）、中徳証券
	カナダ・ナショナル銀行	35	2024年6月	3	2.34%	7	ドイツ銀行（中国）、DBS銀行（中国）
	仏クレディ・アグリコル	10	2024年7月	5	2.37%	13	仏クレディ・アグリコルCIB（中国）、三井住友銀行（中国）、DBS銀行（中国）、ドイツ銀行（中国）、富邦華一銀行
	仏クレディ・アグリコル	35	2024年7月	3	2.21%	13	仏クレディ・アグリコルCIB（中国）、三井住友銀行（中国）、DBS銀行（中国）、ドイツ銀行（中国）、富邦華一銀行
	カナダ・ナショナル銀行	50	2024年7月	2	2.13%	7	スタンダードチャータード銀行（中国）、ドイツ銀行（中国）、DBS銀行（中国）
	モルガン・スタンレー	20	2025年7月	5	1.98%	8	無し
	モルガン・スタンレー	20	2025年10月	5	2.09%	8	無し
	英バークレイズ銀行	10	2025年11月	5	2.05%	10	DBS銀行（中国）、富邦華一銀行
	英バークレイズ銀行	10	2025年11月	3	1.95%	10	DBS銀行（中国）、富邦華一銀行

欧州系 事業会社	独BASF	20	2024年6月	3	2.39%	2	HSBC（中国）
	独BMW・チャイナ・キャピタル	15	2024年6月	3	2.29%	2	無し
	独BMW・チャイナ・キャピタル	20	2024年6月	2	2.10%	2	無し
	独バイエル	20	2024年6月	2	2.20%	2	HSBC（中国）
	メルセデス・ベンツ・インター ナショナル・ファイナンス	10	2024年9月	5	2.36%	4	スタンダードチャータード銀行（中国）、ドイツ銀行（中国）
	メルセデス・ベンツ・インター ナショナル・ファイナンス	20	2024年9月	3	2.23%	4	スタンダードチャータード銀行（中国）、ドイツ銀行（中国）
	独BMW・チャイナ・キャピタル	15	2024年10月	3	2.32%	4	スタンダードチャータード銀行（中国）、ドイツ銀行（中国）
	独BMW・チャイナ・キャピタル	20	2024年10月	1	2.13%	4	スタンダードチャータード銀行（中国）、ドイツ銀行（中国）
	メルセデス・ベンツ・インター ナショナル・ファイナンス	20	2025年1月	3	1.90%	4	ドイツ銀行（中国）
	独バイエル	20	2025年1月	3	2.40%	2	HSBC（中国）
	独VW・インターナショナル・ ファイナンス	25	2025年5月	2	2.00%	3	HSBC（中国）
	独BASF	10	2025年6月	5	2.28%	2	ドイツ銀行（中国）
	独BASF	20	2025年6月	3	2.03%	2	ドイツ銀行（中国）
	メルセデス・ベンツ・インター ナショナル・ファイナンス	5	2025年7月	5	2.09%	5	ドイツ銀行（中国）、中国国際金融、 仏クレディ・アグリコルCIB（中国）
	メルセデス・ベンツ・インター ナショナル・ファイナンス	25	2025年7月	3	1.93%	5	ドイツ銀行（中国）、中国国際金融、 仏クレディ・アグリコルCIB（中国）
	独バイエル	10	2025年7月	5	2.23%	2	HSBC（中国）
	独バイエル	10	2025年7月	3	1.98%	2	HSBC（中国）
	独BMW・チャイナ・キャピタル	15	2025年7月	3	1.88%	4	ドイツ銀行（中国）、HSBC（中国）
	独BMW・チャイナ・キャピタル	20	2025年7月	1	1.73%	4	ドイツ銀行（中国）、HSBC（中国）
	独BMW・チャイナ・キャピタル	15	2025年10月	2	2.06%	4	スタンダードチャータード銀行（中国）、三菱東京UFJ銀行（中国）
	独BMW・チャイナ・キャピタル	15	2025年10月	1	1.80%	4	スタンダードチャータード銀行（中国）、三菱東京UFJ銀行（中国）
アジア系 銀行	UOB（シンガーポール）	50	2024年10月	3	2.30%	11	ドイツ銀行（中国）、富邦華一銀行、 スタンダードチャータード銀行（中国）、三井住友銀行（中国）
	HSBC（香港）	45	2024年11月	3	2.15%	17	HSBC（中国）、DBS銀行（中国）、富邦華一銀行、 OCBC銀行、三井住友銀行（中国）
	CIMB銀行（マレーシア）	30	2025年10月	3	2.18%	11	HSBC（中国）、DBS銀行（中国）、三菱東京UFJ銀行（中国）、 三井住友銀行（中国）、OCBC銀行、BNPパリバ（中国）、 みずほ銀行（中国）
新興国	ハンガリー政府	10	2025年7月	5	2.90%	4	無し
	ハンガリー政府	40	2025年7月	3	2.50%	4	無し
グローバル サウス	スザーノ・インターナショナル・ ファイナンス（ブラジル）	12	2024年11月	3	2.80%	3	HSBC（中国）
	アフリカ輸出入銀行 （Afreximbank）	22	2025年3月	3	2.99%	3	無し
	アラブ首長国連邦 シャルジャ首長国	20	2025年10月	3	2.70%	8	仏クレディ・アグリコルCIB（中国）、 JPモルガン・チェース銀行（中国）
	スザーノ・インターナショナル・ ファイナンス（ブラジル）	1	2025年10月	5	2.90%	6	BNPパリバ（中国）、HSBC（中国）
	スザーノ・インターナショナル・ ファイナンス（ブラジル）	13	2025年10月	3	2.55%	6	BNPパリバ（中国）、HSBC（中国）
新開発 銀行（NDB）	新開発銀行（NDB）	60	2024年1月	5	2.66%	7	DBS銀行（中国）
	新開発銀行（NDB）	80	2024年7月	3	2.03%	8	DBS銀行（中国）、スタンダードチャータード銀行（中国）
	新開発銀行（NDB）	60	2025年1月	5	1.70%	7	無し
	新開発銀行（NDB）	70	2025年4月	3	1.82%	5	無し
	新開発銀行（NDB）	70	2025年8月	3	1.88%	10	DBS銀行（中国）、中国国際金融

（出所）Wind資訊より野村資本市場研究所作成

3) グローバルサウスや「一帯一路」沿線国の発行体もパンダ債を活用

欧米系の個別銘柄に続き、それ以外の海外発行体の個別銘柄を見ると、南半球に位置するアジアやアフリカ、中南米の新興国・途上国であるグローバルサウスの発行体がパンダ債を活用している事例が指摘できる（前掲図表3）。

第1に、2025年3月、アフリカ輸出入銀行（Afreximbank）が初めてパンダ債（22億元、期間3年、表面利率2.99%）を発行している。同行は、アフリカ域内外の貿易促進・拡大を業務上の任務として1993 年に設立された国際開発金融機関である。今回の調達資金のうち、2割以下が中国本土で人民元のまま充当される。また、残り8割超が（交換後の）外貨または人民元のまま主にアフリカ諸国で、各国の貿易資金や、中国－アフリカ間の経済・貿易協力分野で充当されるという^[7]。他のアフリカ系発行体では、2023年10月、エジプト政府が総額35億円の3年物パンダ債を発行している。また、その際に、アフリカ開発銀行と（北京市に本部を置く国際開発金融機関としての）アジアインフラ開発銀行（AIIB）が部分的にエジプト政府債に信用保証を提供し、中国本土の債券発行市場へのアクセスを支援している^[8]。

第2に、グローバルサウスの個別国や個別企業では、アラブ首長国連邦シャルジャ首長国政府や、ブラジルの製紙製造・販売会社であるスザーノの財務子会社の発行事例がある。

第3に、上海市に本部を置き、中国、ロシア、ブラジル、インド、南アフリカ共和国が2014年に共同出資して設立した国際開発金融機関である新開発銀行（NDB）のパンダ債発行事例がある。同行は、2025年4月の起債（70億元、期間3年、表面利率1.82%）で、パンダ債市場において累計発行金額が685億元と最大の発行体になった。同行は、上記の原加盟国に加え、新規加盟国（バングラデシュ、アラブ首長国連邦、エジプト）にも投融資を行っており、パンダ債の発行で調達した資金は中国本土外に送金され、グローバルサウスにも属するこれら加盟国への投融資の原資となっている。

他に、中国政府が提唱する広域経済圏「一帯一路」構想に参加している新興国によるパンダ債の発行事例もある。代表例として、ハンガリー政府の2025年7月のパンダ債発行が挙げられる。調達した資金は中国本土外に送金され、ユーロに交換し用いられる。ハンガリーは、2015年にEU加盟国として初めて「一帯一路」構想に参加した国で、2017年に初めてパンダ債を発行している。

Ⅲ. パンダ債の発行制度に関する規制緩和の経緯

2024年以降の海外発行体によるパンダ債活用の背景には、前述の通り、発行体の拡大や資金使途等が段階的に規制緩和されてきたことがある。S&Pレポートの時代区分を用いながら規制緩和の経過を整理すると、以下の通りとなる

1. 始動期（2005～2015年）

1) 国際開発金融機関のみを発行体の対象にしたルール の制定（2005年、2010年）

パンダ債に関する制度設計は、最初は、国際開発金融機関を対象にしたルール制定から始まった（図表4）。2005年2月、財政部、中国人民銀行、国家発展改革委員会、中国証券監督管理委員会は「国際開発金融機関の人民元建て債券発行管理暫定弁法」^[9]を制定し、財政部が発行体の申請窓口となり、各関係部門が審査をした上で、国務院（内閣）の同意を得て発行されることとされた。同年10月には前述の通りADBとIFCの起債が実現した。なお、同弁法に基づく発行条件では、①信用格付けは2社以上から取得し、うち1社は中国国内の格付け会社によるものであること、②調達資金は中国本土のプロジェクトに対して中長期の設備投資向け貸付または資本金に充当されること、③財務諸表は中国企業会計準則（国際会計基準に準拠）と同等と認めた場合を除き、中国の会計基準に従って作成すること、④調達した資金の使途は中国本土に限定され、外貨交換後の対外送金を禁止すること、といった制約が課せられていた。

その後、2010年9月には、同法が改正され、国際開発金融機関に加え、外国政府も発行体に加えられた。併せて、為替・送金面では、①調達した人民元を海外に送金して使用する場合は中国人民銀行の定める規定に従うこと、②調達した人民元を外貨に交換して海外で使用する場合は、資金使途を説明して国家外為管理局の認可を取得し、定期的に報告すること、とされ、条件付きながら、規制緩和が行われた。

図表4 パンダ債に関する制度創設及び規制緩和の経緯

時代区分	公布年月	概要	法的根拠	制定機関
始動期 （2005～2015年）	2005年 2月	国際開発金融機関にパンダ債発行を認可	国際開発金融機関の人民元建て債券発行管理暫定弁法	財政部、中国人民銀行、国家発展改革委員会、中国証券監督管理委員会
		調達資金は国内プロジェクトに限定		
	2010年 9月	発行体に主権国家（ソブリン）を追加	国際開発金融機関の人民元建て債券発行管理暫定弁法の改正	中国人民銀行、財政部、国家発展改革委員会、中国証券監督管理委員会
		調達資金を外貨に交換して海外に送金することを条件付きで認可		
	2014年 12月	海外事業会社がパンダ債発行を通じて調達した人民元の越境決済業務用専用口座の開設を規定	海外機関の中国本土で発行する人民元債務調達ツールの越境人民元決済に関する事項の通知	中国人民銀行
		調達資金の海外送金等の規定も設定		
市場規模の 拡大期 （2016年）	2016年 4月	海外の親会社（テスト指定）がパンダ債を発行して調達した資金を現地子会社に貸し付ける際、越境融資リスクウェイト残高の計算から控除	中国人民銀行による越境融資全ルートのマクロブルーデンス管理テストの拡大に関する通知	中国人民銀行
	2016年 12月	海外機関のパンダ債発行に関する越境人民元決済業務に関する口座開設、移転・送金、報告内容等の事項を規定	海外機関の中国本土で発行する人民元建て債券の越境人民元決済業務に関する事項の通知	中国人民銀行
リスク管理 強化期 （2017～2019年）	2018年 9月	パンダ債発行に関する中国人民銀行、財政部、国家外為管理局、中国銀行間市場交易商協会の各担当司（局に相当）職責に関する管理監督の枠組みを整備	全国銀行間債券市場における海外機関の債券発行管理暫定弁法	中国人民銀行、財政部
	2019年 1月	海外事業会社の銀行間債券市場でのパンダ債の発行登録手続き、必要な登録書類、調達資金の使途、情報開示等の事項を明確化	海外非金融企業の債務調達ツール手引き（試行版）	中国銀行間市場交易商協会
レッドチップ 主導期 （2020～2023年）	2020年 9月	市場を成熟ボードと基礎ボードに分け、前者に属する海外事業会社は統一的な登録手続きを享受でき、登録時の審査期間を短縮すること等が可能	海外非金融企業の債務調達ツールの階層分類管理規則	中国銀行間市場交易商協会
	2022年 12月	口座開設、統計など銀行間債券市場及び証券取引所市場の要件を統一	海外機関による中国本土発行債券の資金管理事項に関する通知	中国人民銀行、国家外為管理局
		中国本土金融機関を通じた為替リスク管理を明確化		
		調達資金の海外送金・海外使用も可能と明記		
	2023年 10月	海外事業会社のパンダ債発行に対する情報開示基準及びリスク管理を統一	海外非金融機関債務調達ツールの業務手引き	中国銀行間市場交易商協会
	2024年 1月	外国政府及び国際開発金融機関の銀行間債券市場でのパンダ債発行に関する登録手続き、情報開示、資金使途管理を明確化	外国政府類機関及び国際開発金融機関の債券業務手引き	中国銀行間市場交易商協会
	2025年 2月	グリーンパンダ債の発行登録及び発行手続きを簡素化等	銀行間債券市場での海外機関のグリーン債券発行制度を更に最適化するための事項に関する通知	中国銀行間市場交易商協会
市場規模の 再拡大期 （2024年～）	2025年 7月	外商投資企業の再投資に必要な親子ローン、パンダ債発行資金に関し、管理手続きを最適化し、優先審査制度を適用	外商投資企業の中国本土での再投資を奨励・実施するための事項に関する通知	国家発展改革委員会、商務部、財政部、中国人民銀行、国家外為管理局他

出所）中国人民銀行、NAFMII等より野村資本市場研究所作成

NAFMIIの人民元債務調達ツールのフォーマットを使う形での登録方式でパンダ債が発行された（前掲図表2参照）。

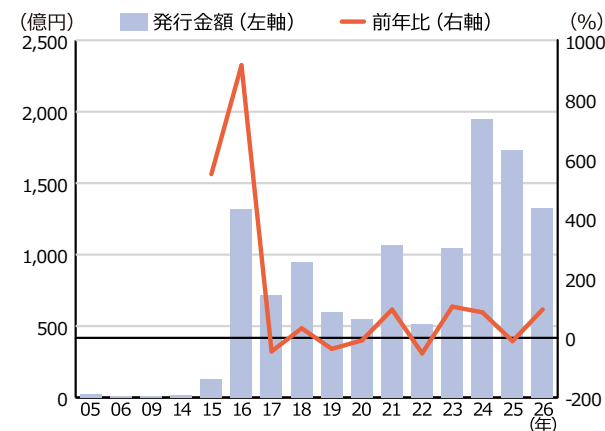
海外事業会社のパンダ債発行については、その後同年12月、中国人民銀行は「海外機関の中国本土で発行する人民元債務調達ツールの越境人民元決済に関する事項の通知」を公表し、海外事業会社がパンダ債発行を通じて調達した人民元の越境決済業務用専用口座の開設を規定するとともに、調達資金の海外送金等の規定も設けた。

3) 国際通貨基金 (IMF) の特別引出権 (SDR) への人民元の採用もドライブ要因

2015年は、秋に向け、5年に1回の国際通貨基金 (IMF) の特別引き出し権 (Special Drawing Right、略称SDR^[10]) の構成通貨の見直しが行われた。ある通貨がSDR構成通貨に採用されるためには、①過去5年間の財とサービスの輸出額が多い加盟国によって発行されていること、②「自由利用可能通貨 (Freely Usable Currencies)」であること、がIMFによってそれぞれ認定されることが条件となっている。中国政府は、人民元がSDRの構成通貨に採用されるようにするために、人民元建て資本取引規制の緩和を進め始めた^[11]。

緩和策のうち、パンダ債の発行体の拡大では、前掲図表2の通り、海外金融機関 (HSBCや中国銀行の各香港法人) や外国政府 (韓国政府)、レッドチップ (招商局集団〔香港〕) にも発行体が拡大された。この結果、パンダ債の発行金額は、2014年の20億元から、2015年には130億元と前年比で6.5倍に拡大した (図表5)。人民元のSDR構成通貨採用は、2015年11月13日、IMFより発表された。

図表5 パンダ債の発行金額の推移 (人民元建て統計)



注) 1. 2007年、2008年、2010～2013年はパンダ債の発行実績なし。前年比は2015年からの数値。
2. 2025年のパンダ債発行金額は中国人民銀行の統計に基づく。
3. 2026年は1～5月の数値。
出所) Wind資訊、中国人民銀行より野村資本市場研究所作成

2. 市場規模の拡大期 (2016年)

2016年に入ると、海外事業会社によるパンダ債の発行を促進するため、調達した資金を現地子会社に貸し付ける際 (いわゆる親子ローン)、子会社の対外借入枠の指標から同ローンの残高を控除する措置を発表した。同控除措置によって、海外事業会社が、パンダ債を発行するインセンティブを高めようとした。

また、パンダ債発行に伴う調達資金について、海外に移転・送金する場合や、報告内容に関する細則も定め、発行体にとって調達資金の使途の自由度を高める最適化を行った。

かかる規制の最適化により、パンダ債の発行金額は、2015年の130億元から、2016年は1,320億元と、前年比で約10倍に増加した。なお、2016年7月には、2015年12月に中国人民銀行が設定した環境関連のガイドラインに基づき、NDBがグリーンパンダ債をパンダ債市場で初めて発行している。

3. リスク管理強化期 (2017～2019年)

1) 発行体が「一帯一路」沿線国・地域にも拡大

2017年以降は、中国本土の金融セクターの脱レバレッジの動きや、米国の利上げ等の影響を受け、パンダ債の発行コストが上昇した。その一方、2015年3月28日に国家发展改革委員会・外交部・商務部が公表した「一帯一路」構想のアクションプランで、沿線国の政府や信用力の高い企業・金融機関が中国国内で人民元建て債券を発行することを支援するとした。この方針を受け、同年3月に、ロシアのアルミニウム大手であるUCルサルが、「一帯一路」の沿線国・地域の発行体として初めて、上海証券取引所でパンダ債を発行した。2017年は他に、メイバンク (マレーシア最大の銀行)、(前述の通り) ハンガリー政府も、「一帯一路」沿線国政府や企業の発行体としてパンダ債を発行した。

2) 邦銀も初めてパンダ債を発行

日本のメガバンク2行 (みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行) が2018年1月16日、日本の発行体として、中国本土で初めてパンダ債を発行した。この日系発行体による初のパンダ債発行は、前年の2017年12月22日、中国の財政部、日本の金融庁と中国本土での日本の発行体にパンダ債の会計面での情報交換協定を締結し、事前に監査監督上の協力枠組みを構築することによって実現したものである^[12]。

3) パンダ債に関する多様な発行体を見据えた包括的なルール整備

発行体が多様化する中で、中国人民銀行は財政部と共同で、2018年9月に「全国銀行間債券市場における海外機関の債券発行管理暫定弁法」(以下、新弁法) を公布し、2010年9月の前述の管理暫定弁法は廃止された。

新弁法では、①海外金融機関の銀行間債券市場でのパンダ債発行は中国人民銀行による審査・認可を受けなければならないこと、②国際開発金融機関、外国政府、海外事業会社等のパンダ債発行はNAFMIIに対して登録をしなければならないこと、として、それぞれの申請手順等を定めた。

続いて、NAFMIIは、2019年1月に「海外非金融企業の債務調達ツール手引き (試行版)」を公布し、

海外事業会社の銀行間債券市場でのパンダ債の発行登録手続き、必要な登録書類、調達資金の使途、情報開示等の事項を明確にした。この手引きは、中国本土の不動産会社が中国本土外に設立した子会社や別会社を通じてパンダ債を発行し、中国本土での不動産事業に充てるようなやり方にブレーキをかけ、不動産市場の過熱に歯止めをかける狙いがあったとも思われる。この間、パンダ債の発行金額は、2017年の719億元から、2018年には949億元に増加したものの、2019年には598億元と前年比36.9%減になった。

一方、このリスク強化管理期にあっても、S&Pレポートは、「海外金融機関や海外事業会社の中国子会社が活発に活動を始め、人民元調達を通じて経営の現地化を支援するようになり、海外系発行体の割合が高まった」と指摘している。パンダ債の発行体構成のうち、レッドチップと海外発行体の構成は、2018年が52% : 34%だったのに対し、2019年は38% : 52%に逆転している。

4. レッドチップ主導期 (2020～2023年)

1) 発行体の構成比でレッドチップが再逆転

S&Pレポートは、2020年に入ってから2023年までの期間の特徴について、世界的な金融緩和から引き締めへの転換、地政学的緊張、人民元為替レートの変動幅上昇などの外部環境の影響を受け^[13]、海外発行体のパンダ債発行意欲が弱まり、再びレッドチップが主導するようになったと分析している。2022年の発行体の構成は、レッドチップが全体の65%、海外発行体が30%となっている。

なお、2020年6月、三井住友銀行が邦銀として3行目のパンダ債を発行している。2020年は新型コロナウイルス (以下、新型コロナ) が流行し始めた年ではあるが、流行当初の短期間での封じ込めに中国政府が成果を上げ、市場参加者から景気回復への期待が高まる機会をとらえた起債であったとも言えよう。

2) 海外送金・海外使用に関する規定の明記

同時期は、新型コロナが流行したタイミングだったこともあり、海外事業会社を通じて実体経済を支えられるよう、海外発行体がパンダ債を発行しやすいような制度の最適化が中国当局や自主規制機関によって進められた。

第1に、NAFMIIは2020年9月、「海外非金融企業の債務調達ツールの階層分類管理規則」を公布し、一定の要件を満たした優良と見なす海外事業会社のパンダ債発行の登録時の審査期間の短縮等を図った。

第2に、中国人民銀行と国家外為管理局は2022年12月、「海外機関による中国本土発行債券の資金管理事項に関する通知」を公布し、①口座開設、統計など銀行間債券市場及び証券取引所市場の要件を統一し、②中国本土金融機関を通じた為替リスク管理を明確にし、③調達資金の海外送金・海外使用も可能と明記した。これらのうち、海外送金・海外使用に関する規定の明記は、海外発行体に対し、パンダ債市場利用への前向きなシグナルを送ったものとS&Pレポートは評価している。

第3に、2023年10月、NAFMIIは「海外非金融機関債務調達ツールの業務手引き」を公表し、海外事業会社のパンダ債発行に対する情報開示基準及びリスク管理を統一した。

5. 市場規模の再拡大期(2024年～)

S&Pレポートは、2024年以降の発行金額増加の時期を（前掲図表5参照）、「クロスボーダー融資政策が一段と開放され、市場の信頼感が回復したことで、海外発行体による起債が再び活発化し、海外発行体の割合が上昇している」と評価している。クロスボーダー融資政策の開放は、主に、以下の3点から成る。

第1に、2024年1月、NAMFIIは「外国政府類機関及び国際開発金融機関の債券業務手引き」を公布し、外国政府及び国際開発金融機関の銀行間債券市場でのパンダ債発行に関する登録手続き、情報開示、資金使途管理を明確化した。この手引きの公

布の背景には、「一帯一路」沿線の外国政府や、近年、中国政府が関係を強化しようとしているグローバルサウス諸国政府が、パンダ債を発行しやすい環境を整備する狙いがあったものと考えられる。2025年3月には、ADBが83億元（期間3年、表面利率1.18%）のパンダ債を発行しており、本件手引きに沿って手続きを行ったものと思われる。

第2に、NAFMIIは、2025年2月、「銀行間債券市場での海外機関のグリーン債券発行制度を更に最適化するための事項に関する通知」を公布し、グリーンパンダ債の発行登録及び発行手続きの簡素化等を図っている。前述の通り、2016年にNDBが初めてグリーンパンダ債を発行しているが、この通知前までは、発行体は、パンダ債の起債登録を経た上で、更に関係当局からグリーンボンドとしての再審査を受けなければならない、通常のパンダ債よりも時間やコストを要した^[14]。本件通知には、国際開発金融機関を含む海外発行体がグリーンパンダ債を起債しやすくする狙いがある。

第3に、国家発展改革委員会等は、2025年7月、「外商投資企業の中国本土での再投資を奨励・実施するための事項に関する通知」を公布し、中国本土で事業を行っている海外事業会社の現地子会社が再投資の原資としてパンダ債の発行資金を使う際、中国当局による優先審査制度を適用するとした。2023年から始まった中国本土向け外資投資金額の減少傾向を受け、中国政府は外資系企業の再投資に関する制度の最適化を進めてきており、本件通知も、海外事業会社によるパンダ債の発行インセンティブを高める狙いがあるものと考えられる。

Ⅳ. 多様な発行体によるパンダ債の発行を引き続き促進

中国政府は、これまでパンダ債を発行したことのない新興国にも起債を働き掛けている。その一例として、2025年5月14日、中国人民銀行・潘功勝総裁とブラジル中央銀行・ガブリエル・ガリボロ総裁は、2行間の面談後、中南米諸国向けに開催した金融協力をテーマとした会議に一緒に出席した^[15]。会

議の席上、潘総裁からは、ブラジル等のラテンアメリカ諸国はグローバルサウスを代表する国家であると述べた上で、①中国はパンダ債市場の制度の最適化と調達資金の利用に関する利便性向上を進めている、②中国はラテンアメリカ諸国がパンダ債を発行することを歓迎する、と表明している。2026年7月12日付人民日報によれば、ブラジル財務省は同年6月25日に、ラテンアメリカ諸国の中で初めてパンダ債の発行申請をしたという。これに対し、ガリボロ総裁は、直接、パンダ債の起債に言及していないものの、中国との金融分野との協力を強く重視していると返している。他に、2025年1月、パキスタンのムハンマド・アウラングゼーブ財務相が、同国として初のパンダ債を発行する計画があると述べ^[16]、2026年5月15日、17億元規模（期間3年、表面利率2.5%）で起債した。2026年からは中国で新たな5カ年計画が始まっており、この第15次5カ年計画で

は人民元の国際化について積極姿勢に転じている。グローバルサウス諸国によるパンダ債発行の促進も、この方針上に位置付けられよう。2026年は1～5月で1,327億元のパンダ債が発行され、既に2025年通年の1,733億元の約77%に達しており、発行の勢いが続いている。

パンダ債の発行市場の拡大は、前述の通り2024年1月に引受主幹事資格を取得した外資系銀行にも新たなビジネス機会をもたらしている。うち邦銀2行は、資格取得後の2024年3月、香港上場会社で、中国本土で物流事業を手掛ける新創建集团有限公司のパンダ債の引受主幹事を取得している。適格投資家制度等を通じたパンダ債市場への海外からの投資家の呼び込みについても、中国当局は引受主幹事資格を有する海外金融機関に期待しているものと思われ、今後の動向が注視される。

- 【1】 関根栄一「中国における非居住者人民元建債券（パンダ債）市場の現状と課題」『資本市場クォーターリー』2006年夏号。
- 【2】 「焦点：人民元国際化に低金利の追い風、起債や融資が拡大」『ロイター』2025年12月22日。
- 【3】 中国の債券市場は、中国銀行間債券市場と証券取引所債券市場の2つの市場から成る。そのうち、前者の自主規制機関がNAFMII（全称はThe National Association of Financial Market Institutional Investors）となる。
- 【4】 中国銀行間市場交易商協会「交易商协会发布双语版《熊猫债产品手册》」2024年7月5日。
- 【5】 標普信用評級（中国）有限公司「制度与市场驱动熊猫债扩容进入新阶段」2025年11月7日。
- 【6】 「中国、外資系6行に債券引受主幹事ライセンス付与 みずほ銀など」『ロイター』2024年1月19日。
- 【7】 標普評級（中国）有限公司「制度与市场驱动熊猫债扩容进入新阶段」2025年11月7日（14頁）より。なお、アフリカ輸出入銀行は、2025年11月28日に第2回サムライ債の発行で総額818億円を調達し、上海市場と東京市場との間でバランスを取りながら資金調達を行っている。
- 【8】 日本貿易振興機構「パンダ債とサムライ債を相次いで発行、外貨調達の多様化を図る」『ビジネス短信』2023年11月7日。
- 【9】 「弁法」は、行政上の「規則」に相当するもの。
- 【10】 SDRとは、1969年の第1次IMF協定改正により発足した制度で、「通貨提供請求権」として、準備資産の機能を有している。2010年時点でのSDRの通貨バスケットの構成比は、米ドルが41.9%、ユーロが37.4%、英ポンドが11.3%、日本円が9.4%と決定された。2026年1月時点では、米ドルが43.38%、ユーロが29.31%、人民元が12.28%、日本円が7.59%、英ポンドが7.59%となっている。
- 【11】 関根栄一「IMFの特別引出権（SDR）への人民元の採用の意味と今後の焦点」『野村資本市場クォーターリー』2016年冬号。
- 【12】 関根栄一「中国における日系発行体へのパンダ債（非居住者人民元建て債券）発行の解禁」『野村資本市場クォーターリー』2018年春号。
- 【13】 新型コロナウイルスの世界的な流行や、2022年2月のロシアによるウクライナ侵攻といった具体的なイベント名は明記していない。
- 【14】 宋良也「グリーンパンダ債とトランジションボンドの発展－中国におけるサステナブルファイナンスの新たな潮流－」『野村サステナビリティクォーターリー』2023年夏号。
- 【15】 中国人民銀行「中国人民銀行行长潘功胜会见巴西央行行长加利波罗并共同出席中拉熊猫债研讨会」2025年5月14日。同年5月13日に、北京市で中国と中南米カリブ海諸国共同体（CELAC）との閣僚級会合が行われており、金融協力会議もその一環として開催されたものである。
- 【16】 「パキスタン財務相、初の「パンダ債」年内発行 中国資本市場を活用」『日本経済新聞』2025年1月15日。

コラム3

プットオプションに関して 6ヶ月の消滅時効はあるか？

～「簡易撤退戦略としてのプットオプション」の権利行使期限について



村尾 龍雄

弁護士法人キャストグローバル 弁護士・税理士・香港ソリシター

1990年京都大学経済学部経済学科卒業。神戸市都市計画局法務担当を経て95年弁護士登録。15の異なる専門家集団キャストグローバルグループCEOであり、香港ソリシター、税理士、社会保険労務士、行政書士、宅地建物取引士、マンション管理士でもある。上海市に貢献のあった外国人に付与される「白玉蘭賞」を2度受賞。

第一、はじめに

JBIC中国レポート2025年3号で「「簡易撤退戦略としてのプットオプション」と「多様な資金調達手段としての種類株式」の利用」と題するコラム（以下「前回コラム」）を執筆した。出資持分買取り請求権であるプットオプション（put option）は、日本企業が中国企業と合併会社を共同で経営し、かつ、日本企業が少数株主である場合の簡易撤退戦略として有効である。

もっとも、その権利行使期限について、プットオプションを規定する「中華人民共和国会社法」^[1]（以下「会社法」）に何ら規定がなく、また他の中国の法律法規にも今のところ何ら明確な規定がないものの、2024年8月に最高人民法院がプットオプションの権利行使期限を6ヶ月とすべき旨をウェブで示唆している。もっとも、後述のとおり、この示唆は中国の法律法規や法源性（裁判時に人民法院により個別具体的事件に適用され、紛争解決の根拠となる法規範としての法的意義を持つこと）のある司法解释^[2]ではないウェブ記事を通じて行われたものにすぎないため、当該示唆が行われた後も各地の人民法院にはこの示唆に従わない判例も見受けられる。

そこで、今回は前回コラムとペアになる内容として、この示唆の内容と表題の論点について検討を試みるものである。

合併契約（又は株主間契約）においてプットオプションを規定し、トリガー事由を充足しながら、この論点を知らなかったために、トリガー事由充足時（プットオプション発生時）から6ヶ月を経過したため、結局、プットオプションを行使することができなかったという悲劇に見舞われないためにも、この論点に関する学習が必要である。

第二、最高人民法院のウェブにおける示唆の内容及び分析

一、最高人民法院のウェブにおける示唆の内容

問題となるウェブにおける示唆は2024年8月29日に最高人民法院が「最高人民法院新聞（ニュース）」として発布した、「人民法院報」を情報源とする「法答网精选答问（第九批）」^[3]（「法律回答ネット」精選回答（第9回））^[4]の質問2に対する回答（以下「本件回答」）である。重要箇所を下線部を付す。

COLUMN-3

プットオプションに関して
6ヶ月の消滅時効はあるか？

COLUMN-3

プットオプションに関して
6ヶ月の消滅時効はあるか？

中国語原文	日本語仮訳
問題2：“对赌协议”中股权回购权性质及其行权期限如何认定？ 答疑意见：“对赌协议”中经约定股权回购条款，如约定目标公司在X年X月X日前未上市或年净利润未达到XX万元时，投资方有权要求股东或实际控制人按照X价格回购投资方持有的股权。审判实践中，对上述股权回购权性质和行权期限，存在较大争议。有观点认为投资方请求回购股权系债权请求权，适用诉讼时效制度。也有观点认为投资方请求回购股权系形成权，受合理期间限制。 我们认为，该问题的实质是如何认识投资方请求大股东或实际控制人回购股权的权利性质。就股权估值调整协议中投资方有权请求大股东或实际控制人回购股权的约定，根据民法典第一百四十二条第一款确立的合同解释规则，对该约定除按照协议所使用的词句理解外，还要结合相关条款、行为的性质和目的、习惯以及诚信原则来理解。从双方约定的目的看，实际上是在符合（未上市或利润未达标）条件时投资方既可以请求对方回购进而自己“脱手”股权，也可以不请求对方回购而继续持有股权。因投资方行使此种权利有自主选择的空间，以合理期限加以限定，较为符合当事人的商业预期。具体而言：1.如果当事人双方约定了投资方请求对方回购的期间，比如约定投资方可以在确定未上市之日起3个月内决定是否回购，从尊重当事人自由意志的角度考虑，应当对该约定予以认可。投资人超过该3个月期间请求对方回购的，可视为放弃回购的权利或选择了继续持有股权，人民法院对其回购请求不予支持。投资方在该3个月内请求对方回购的，应当从请求之次日计算诉讼时效。2.如果当事人双方没有约定投资方请求对方回购的期间，那么应在合理期间内行使权利，为稳定公司经营商业预期，审判工作中对合理期间的认定以不超过6个月为宜。诉讼时效从6个月之内，提出请求之次日起算。 咨询人：上海市高级人民法院商事审判庭（破产审判庭） 孟高飞 答疑专家：最高人民法院民一庭 杜军	質問2：「ギャンブル合意」中の出資持分買取り請求権の性質及びその行使期限をいかに認定するか？ 質問に対する回答意見：「ギャンブル合意」中、通常約定される出資持分買取り条項は、もし対象会社がX年X月X日までに上場せず、又は年純利潤がXX万元に達しないときには、投資者は株主又は実質的支配者に対してXの価格により投資者が有する出資持分を買い戻すように要求する権利を有するというものである。裁判実務では、上述のような出資持分買取り請求権の性質及び権利行使期限について、比較的大きな論争がある。投資者が出資持分買取りを請求するのは債権的請求権であり、訴訟時効制度を適用すると考える見方がある。 私たちが思うに、当該問題の本質は投資者が大株主又は実質的支配者に対して出資持分買取りを請求する権利の性質をどのように認識するかにある。出資持分価格調整条項中、投資者が大株主又は実質的支配者に対して出資持分買取りを請求する権利を有する約定について、民法典第142条第1項 ^[5] が確立した契約解釈規則に基づき、当該約定について、当該合意が使用する言葉の理解以外にもなお関係条項、行為の性質及び目的、慣習及び信義誠実の原則を結合する必要がある。双方が約定した目的から見れば、実際に「未上場又は利潤未達成」の条件に付合する場合、投資者は相手方に買戻しを請求し、自らは出資持分を「手放す」ことができるし、相手方に買戻しを請求せず、出資持分を継続して保有することもできる。投資者はこの種の権利を行使するのに自主的に選択する余地があるため、合理的期限をもって限定を設けることが当事者の商業的予見に比較符合する。具体的に言えば、1.当事者双方が、投資者が相手方に買戻しを請求する期間を約定した場合、例えば投資者が未上場を確定した日から3ヶ月以内に買い戻すか否かを決定できると約定した場合、当事者の自由意思を尊重する角度から考慮し、当該約定を認容しなければならない。投資者が3ヶ月の期間を超えて相手方に買戻しを請求する場合、買戻しの権利を放棄し、出資持分を継続して保有する選択をしたものとみなすことができ、人民法院は当該買取り請求権について支持を付与しない。投資者が当該3ヶ月以内に相手方に買戻しを請求する場合、請求の翌日から訴訟時効を計算しなければならない。2.当事者双方が、投資者が相手方に買戻しを請求する期間を約定しない場合、合理的期間内に権利を行使しなければならない、会社経営の商業的予見を安定させるべく、裁判業務では合理的期間を、6ヶ月を超えないと認定することが妥当である。訴訟時効は6ヶ月内に従い、請求があった日の翌日から起算する。 質問者：上海市高级人民法院商事审判庭（破产审判庭） 孟高飛 質問に回答した専門家：最高人民法院民事第一審判庭 杜軍

二、本件回答に登場する概念の解説

1、「ギャンブル条項」とは何か

中国内地法で使用される「ギャンブル条項」という用語は一般的に価値評価調整メカニズム（valuation adjustment mechanism）であると説明される。例えば、少数株主が会社の価値評価を行い、時価純資産価値（cost approachによるvaluation）を遥かに超えるDCF（discounted cash flow）法による収益還元価値（income approachによるvaluation）を認め、これを前提としてマイノリティ出資をするが、出資した翌会計年度を含めて3会計年度以内にX人民元以上の税引前利益を達成しない場合には、少数株主はプットオプションを行使して、出資額に年利10%を複利計算で乗じた金額により会社に対して買戻しを請求することができ、会社が会社法上の株式買取りが可能な法律要件を満たさない場合（前回コラム参照）には、会社

の大株主に対して同様の請求ができるという条項がこれに該当する。条件を満たせば少数株主は会社の株主として残るが、未達の場合には遅延損害金相当の補償を付して離脱するという二択のいずれかの選択となる状況－そのような過酷な条件を突き付ける少数株主の出資を受けるか否か－が会社及び大株主の観点から見れば、ある種ギャンブル的であることから、この名称が付されたものと推測される。

2、「ギャンブル条項」はそもそも有効か

これについて、「全国法院民商事审判工作会议纪要（全国法院民商事裁判業務議事録）」（2019年11月8日に最高人民法院が発布した法[2019]254号）に次の記載があり、原則として適法かつ有効である。

中国語原文	日本語仮訳
5.【与目标公司“对赌”】投资方与目标公司订立的“对赌协议”在不存在法定无效事由的情况下，目标公司仅以存在股权回购或者金钱补偿约定为由，主张“对赌协议”无效的，人民法院不予支持，但投资方主张实际履行的，人民法院应当审查是否符合公司法关于“股东不得抽逃出资”及股份回购的强制性规定，判决是否支持其诉讼请求。 投资方请求目标公司回购股权的，人民法院应当依据《公司法》第35条关于“股东不得抽逃出资”或者第142条关于股份回购的强制性规定进行审查。经审查，目标公司未完成减资程序的，人民法院应当驳回其诉讼请求。 投资方请求目标公司承担金钱补偿义务的，人民法院应当依据《公司法》第35条关于“股东不得抽逃出资”和第166条关于利润分配的强制性规定进行审查。经审查，目标公司没有利润或者虽有利润但不足以补偿投资方的，人民法院应当驳回或者部分支持其诉讼请求。今后目标公司有利润时，投资方还可以依据该事实另行提起诉讼。	5.【対象会社との「ギャンブル」】投資者と対象会社とが締結する「ギャンブル合意」に法定の無効事由が存在しない状況において、対象会社が持分買取り又は金銭補償の約定が存在することのみを理由として、「ギャンブル合意」の無効を主張する場合には、人民法院は、これを支持しない。ただし、投資者が実際の履行を主張する場合には、人民法院は、会社法の「株主は、出資を引き揚げてはならない」及び株式買取りに関する強行規定に適合するか否かを審査し、当該投資者の訴訟上の請求を支持するか否かを判決しなければならない。 投資者が対象会社に分持分を買い取るよう請求する場合には、人民法院は、「会社法」第35条 ^[6] の「株主は、出資を引き揚げてはならない」に関する、又は第142条 ^[7] の株式買取りに関する強行規定により審査をしなければならない。審査を経て、対象会社が減資手続を完了していない場合には、人民法院は、その訴訟上の請求を棄却しなければならない。 投資者が対象会社金銭補償義務を負うよう請求する場合には、人民法院は、「会社法」第35条の「株主は、出資を引き揚げてはならない」に関する、及び第166条 ^[8] の利益分配に関する強行規定により審査をしなければならない。審査を経て、対象会社に利益がなく、又は利益はあるけれども投資者に補償するのに不足する場合には、人民法院は、その訴訟上の請求を棄却し、又は部分的に支持しなければならない。以降において対象会社に利益がある際に、投資者は、当該事実により別途訴えを提起することもある。

3, 訴訟時効とは何か

- 1) そもそも消滅時効には、実体法上の権利を喪失させるという法律構成をとる法制と司法上の救済 (judicial remedy) – 訴権ということもある – を否定するという訴訟法的構成をとる法制がある。
- 2) 日本は前者であり、消滅時効を援用すると、実体法上の権利が消滅する。例えば日本民法第166条第1項、第2項は次のとおり規定する。

(債権等の消滅時効) 第百六十六条 債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。 一 債権者が権利を行使することができることを知った時から五年間行使しないとき。 二 権利を行使することができる時から十年間行使しないとき。 2 債権又は所有権以外の財産権は、権利を行使することができる時から二十年間行使しないときは、時効によって消滅する。

- 3) 一方、香港特別行政区の法律（以下「香港法」）の場合、母法であるEngland法のコモンロー (common law) の影響を受けて、後者を採用する。すなわち、
- ア、広義のコモンローのうち狭義のコモンローに係る制定法上の消滅時効 (statutory limitation) は、その完成により司法上の救済を否定する（訴権を喪失する）という法律効果をもたらす。したがって、実体法上の権利は消滅しないが、訴訟により強制執行力を得ることができなくなる（自然債務化）。これについて、例えば消滅時効条例 (the Limitation

Ordinance, Cap.347) 第4条第1項柱書は次のとおり規定する。

英語原文	日本語仮訳
4. Limitation of actions of contract and tort, and certain other actions (1) The following actions shall not be brought after the expiration of 6 years from the date on which the cause of action accrued, that is to say— (以下省略)	4. 契約及び不法行為の訴訟並びに特定の他の訴訟の消滅時効 (1) 次に掲げる訴訟は、訴訟原因が生じた日から6年間を経過した後、提起し得ないものとする。 すなわち— (以下省略)

- イ、一方、広義のコモンローのうち衡平法 (the rules of equity) に係る消滅時効 (laches) も、その完成により裁判所によるエクイティ上の救済（差止め令／インジャンクション (injunction)、特定履行 (specific performance) 等）を付与されない法律効果が生じる点で同様である。エクイティには多数の法諺があるが、この文脈では“Vigilantibus non dormientibus æquitas subvenit ("Equity aids the vigilant, not the sleeping ones [that is, those who sleep on their rights])” (エクイティは権利の上に眠らない用心深い者を救済する) という法源が妥当する^[9]。
- 4) 中国内地法は日本法同様、大陸法 (civil law) に属するが、消滅時効に関して香港法及びコモンロー同様、訴訟時効の構成を採用する。このことは「中華人民共和国民法典（第1編総則）」（以下「民法典」）第9章の表題が「訴訟時効」となっており、同章を構成する第188条乃至第

199条でその用語が一貫して使用されているところに具体的に現れる。

4, なぜ「ギャンブル条項」の訴訟時効は6ヶ月なのか？

- 1) しかし、そもそもなぜ「ギャンブル条項」の訴訟時効が6ヶ月なのかが直ちには判然としない。すなわち、民法典第188条第1項が規定するとおり、訴訟時効の原則的期間は3年だからである。

第188条 人民法院に対し民事上の権利の保護を請求することにかかる訴訟時効期間は、3年とする。法律に別段の定めがある場合には、当該定めによる。

- 2) 確かに「法律に別段の定めがある場合」には、短期訴訟時効は規定し得るが、会社法等、「ギャンブル条項」に関係し得る法律にはその旨の規定がない。

湖北某乙有限公司;湖北某甲有限公司;黄石某有限公司股权转让纠纷一审民事判决书	(2025)鄂0203民初3357号	黄石市西塞山区人民法院	2026年1月15日	5年以内に上場できなかった場合に株主が買戻しを請求できる。2018年8月に契約後、2023年8月になっても上場できなかった。	2025年8月に買戻し請求権を行使。	「6ヶ月」は推奨に過ぎず、Q&Aのみを根拠に権利を消滅させることはできないとして、条件成就時（2023年8月）から3年の時効期間が適用されると判断した。
某公司1、张某2等合同纠纷民事一审民事判决书	(2025)苏0509民初2410号	苏州市吴江区人民法院	2025年4月16日	①業績未達（50％未満）、②上場未申請（2023年末）、③2025年末まで未上場などの複数のトリガーあり。	2020年11月投資。2022年度業績未達を理由に2023年に買戻請求。	合理期間は6ヶ月以内が望ましいと判示した。本件は2022年度業績未達を認識したのは2023年2月なので行使期間内。
某某公司1等与某某公司2等其他合同纠纷二审民事判决书	(2024)沪01民终12277号	上海市第一中级人民法院	2024年9月29日	2018年末までに上場未達がトリガー。買戻請求は2022年10月。（約4年後）	起算点は2018年末。時効期間3年が2021年に満了。	合理的期間は6ヶ月であり、明らかに超過しているとして、権利行使を認めなかった。
崔成龙与廖源杰等股权转让纠纷二审民事判决书	(2023)沪01民终5708号	上海市第一中级人民法院	2023年5月31日	各年度（2019～2021）の各年度の業績未達がトリガー。2020年の業績未達が2021年4月に公表された。	2022年10月（約1年半後）に訴訟提起した。	民法典564条の解除権の規定を参照して、1年以内に行使しないと除斥期間により消滅する、と判示した。
钱某;马某;刘某;深圳市银某电气化铁路器材有限公司股权转让纠纷一审民事判决书	(2025)粤0309民初13020号	深圳市龙华区人民法院	2025年11月28日	2021年12月30日までに上場未達など複数のトリガーあり。契約では「2021年12月30日に選択」となっていた。	2024年12月（約3年後）に買戻請求。	選択期限（2021年末）は厳密な期限ではなく、その後であっても合理的期間であれば行使可と判断。しかし、本件では明らかに遅すぎるとして請求棄却。

- 5) 上記冒頭の判例が「（本件回答に係る）「6ヶ月」は推奨に過ぎず、Q&Aのみを根拠に権利を消滅させることはできないとして、条件成就時（2023年8月）から3年の時効期間が適用されると判断した」のはまさに「我が意を得たり」である。2番目、3番目も「合理的期間は6ヶ月」としながら、いずれの訴訟事件も訴訟時効を原則的期間である3年としても結論に影響が出ないものである。
- 6) 民法典564条の解除権の規定（以下に条文を示す）を参照して、1年以内に行使しないと除

- 3) 法律ではないが、法源性のある司法解釈で、民法典施行（2021年1月1日）以後の訴訟時効制度に合わせた「最高人民法院关于审理民事案件适用诉讼时效制度若干问题的规定（民事事件を審理する際の訴訟時効制度適用にかかる若干の問題に関する最高人民法院の規定）」（最高人民法院が法积[2020]17号により2020年12月29日発布、2021年1月1日施行）がある。しかし、全部で21条ある当該司法解釈にも手掛かりがない。
- 4) 同様の悩みは本件回答後に「ギャンブル条項」の訴訟時効期間を検討する訴訟事件を担当する各地の人民法院裁判官にも共通するようである。以下、4つの判例を紹介する。

斥期間により消滅すると判示した4番目の判例は、6ヶ月の訴訟時効は中国内地法の解釈として導くのは無理があるけれども、本件回答をリスペクトし、何とかそれに近づけようとする苦心の作である。もっとも、訴訟時効と解除権は全く異なる法制度であり、その法律構成には相当無理があると言わざるを得ない。

第564条 解除権の行使期間について法律に定められ、又は当事者が約定している場合において、期間が満了したのに当事者が行使しないときは、当該権利は、消滅する。

解除権の行使期間について法律に定めがなく、又は当事者が約定していない場合において、解除事由を解除権者が知り、若しくは知るべき日から1年内に行使せず、又は相手方の催告を経た後に合理的な期間内に行使しないときは、当該権利は、消滅する。

5、プットオプション行使後、強制執行を申し立てるまでの訴訟時効はどうなるか

- 1) プットオプションを行使することにより、訴訟時効は中断する（民法典第195条）。

第195条 次に掲げる事由の1つがある場合には、訴訟時効は、中断する。中断し、関係する手続が終結した時から、訴訟時効期間は、改めてこれを計算する。

- （一）権利者が義務者に対し履行請求を提出したとき。
- （二）義務者が義務の履行に同意したとき。
- （三）権利者が訴えを提起し、又は仲裁を申し立てたとき。
- （四）訴えの提起又は仲裁の申立てと同等の効力を有するその他の事由

- 2) 日本法は裁判によらない催告には6ヶ月の暫定的な時効完成猶予の法律効果しか認めないから（しかも再度の催告には当該法律効果がない。日本民法第150条）、消滅時効の完成可能性を否定したければ裁判上の請求を行うほかない（ただし、裁判上の請求があっても「確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定することなくその事由が終了した場合にあっては、その終了の時から六箇月を経過する」と消滅時効が完成することに注意が必要である。日本民法第147条第1項柱書、第1号）。

（催告による時効の完成猶予）
第百五十条 催告があったときは、その時から六箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

2 催告によって時効の完成が猶予されている間にされた再度の催告は、前項の規定による時効の完成猶予の効力を有しない。

（裁判上の請求等による時効の完成猶予及び更新）
第百四十七条 次に掲げる事由がある場合には、その事由が終了する（確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定することなくその事由が終了した場合にあっては、その終了の時から六箇月を経過する）までの間は、時効は、完成しない。
一 裁判上の請求
（以下省略）

- 3) 一方、民法典第195条第1号の「権利者が義務者に対し履行請求を提出したとき」には同条第3号の「権利者が訴えを提起し、又は仲裁を

申し立てたとき」と同等の訴訟時効中断効が働く。

- 4) そこで、実務的には余計なトラブルを避けることを目的として「念のため」6ヶ月以内にプットオプションを行使し、一旦、訴訟時効を中断させてから、強制執行力を確保すべく、適時に、①訴訟を提起すべきか、又は②仲裁合意がある場合において、仲裁提起し、勝訴裁決後に「中華人民共和國民事訴訟法」に基づき執行承認を人民法院で得るための訴訟提起をすべきかを熟慮するのが上策であるように思える。
- 5) この場合、プットオプション行使後の訴訟時効期間がどうなるかが論点となるが、本件回答が（法律等の明文上の根拠のないまま）6ヶ月の訴訟時効期間を合理的期間とする理由は「会社経営の商業的予見を安定させる」ことにあるから、プットオプション行使により「会社経営の商業的予見」が安定化された後にまで再度短期の訴訟時効を適用すべき合理的理由はないから、民法典第188条第1項に従い強制執行力確保のための訴訟提起等まで3年間の訴訟時効期間を享受できると解すべきであろう。

第三、合併契約にプットオプション行使期間の規定がない場合の実務的対応

本件回答は訴訟事件のみならず、合併交渉の実務にも影響を及ぼしている。訴訟に至る以前の段階で、プットオプションを行使した相手方から「トリガー事由を満足した日から6ヶ月を経過した後の行使である以上、訴訟時効により当該行使は無効である」との主張を受けたり、本来、3年間の訴訟時効にしか服さないはずのプットオプションについて、合併契約交渉過程で会社及び大株主から「6ヶ月以内に行行使するか否か」を決定する義務条項を付すように迫られたりする事態が生じているからである。

私見では、本件回答は新たな司法解釈などで法源性を伴う形で明文化されない限り、何ら法的拘束

力を持つものではないと確信するものであるが、そうはいつでも回答者が最高権威である最高人民法院の裁判官であるから、全国各地の人民法院の裁判官が本件回答をリスペクトする余り、6ヶ月かそこまで短期ではなくとも3年より短期の経過でプットオプション行使を認容しない実務的リスクがある。上記4番目の訴訟事件で、1年半の経過でプットオプション行使を棄却しているのがその最たる例である。

以上の議論を踏まえると、本件回答を巡る論点は、「何が法的に正しいか」という法的議論に係る法的リスクというよりも多分に実務的リスクの要素が濃厚であるが、結局、訴訟事件に発展をした場合を含めて、正しいと思われる法解釈から乖離した結論を下される実務的リスクが厳然と存在する以上、「転ばぬ先の杖」として当該論点の存在を知り、万が一の事態に備えて、トリガー事由を満足した日から6ヶ月以内にプットオプションを行使する実務的対応を講じるのが無難であろう。

第四、合併契約にプットオプション行使期間の規定を設ける場合の留意点

一方、本件回答は合併契約でプットオプション行使期間を明文で規定する場合を想定しているから、そのような規定を設けることも一案である。この場合は6ヶ月より超過する行使期間を規定しても、会社及び大株主がそのような規定を承諾することにより「会社経営の商業的予見」の安定化は図られる以上、有効性に問題はないと考えられる。もっとも、次の2点に留意を要する。

- 【1】 ①1993年12月29日第8期全国人民代表大会常務委員会第5回會議により採択、同日主席令第16号により公布、1994年7月1日施行、
①1999年12月25日第9期全国人民代表大会常務委員会第13回會議により改正採択、同日主席令第29号により公布、同日施行、
②2004年8月28日第10期全国人民代表大会常務委員会第11回會議により改正採択、同日主席令第20号により公布、同日施行、
③2005年10月27日第10期全国人民代表大会常務委員会第18回會議により改正採択、同日主席令第42号により公布、2006年1月1日施行、
④2013年12月28日第12期全国人民代表大会常務委員会第6回會議により改正改正、同日主席令第8号により公布、2014年3月1日施行、
⑤2018年10月26日第13期全国人民代表大会常務委員会第6回會議により改正採択、同日主席令第15号により公布、同日施行、
⑥2023年12月29日第14期全国人民代表大会常務委員会第7回會議により改正採択、同日主席令第15号により公布、2024年7月1日施行。
- 【2】 「司法解釋業務に関する最高人民法院の規定」（2007年3月23日法発[2007]12号により改正、同年4月1日施行、2021年6月9日法発[2021]20号により改正、同年6月16日施行）第5条「最高人民法院の發布する司法解釋は、法的効力を有する。」
- 【3】 [法答网精选问答（第九批） - 中华人民共和国最高人民法院](https://www.court.gov.cn/zixun/xiangqing/441371.html) (<https://www.court.gov.cn/zixun/xiangqing/441371.html>)

投資関連制度情報

「年齢超過労働者基本的權益保障暫定施行規定」について

中国では、法定定年退職年齢を超えた後も、雇用単位の管理のもとで働く労働者がいる。こうした「年齢超過労働者」については、雇用関係の法的性質が問題となる一方で、労働報酬、休息休暇、労働安全衛生、労災保障等の基本的權益をどのように保障するかも重要な課題となっていた。

2026年5月10日、人的資源社会保障部は、国家衛生健康委員会、緊急対応管理部、国家税務総局および国家医保局と共同で、「年齢超過労働者基本的權益保障暫定施行規定」（以下「暫定施行規定」）を發布した。同規定は、2026年7月1日から施行されており、雇用単位および年齢超過労働者の権利・義務を明確にするとともに、年齢超過労働者の基本的權益を保障するための具体的なルールを定めている。

一. 年齢超過労働者の雇用関係の法的性質

年齢超過労働者の雇用関係の法的性質については、従来、「労働紛争事件を審理する際の法律適用にかかる問題に関する最高人民法院の解釈（一）」（法釈[2020]26号、2020年12月29日發布、2021年1月1日施行）（以下「司法解釈（一）」）において、「労務関係として処理する」と規定されていた。

司法解釈（一） 第32条第1項：

雇用単位が、その招聘雇用した既に法により養老保険待遇を享受し、又は退職年金を受領している人員とに労働者使用紛争が発生して訴えを提起した場合には、人民法院は、労務関係として処理しなければならない。

その後、「法定定年退職年齢の段階的延長に関

する国务院の弁法」（2024年9月13日發布、2025年1月1日施行）（以下「弁法」）では、雇用単位が、年齢超過労働者の労働報酬、休息休暇、労働安全衛生、労災保障等の基本的權益を保障すべきことが強調された。

弁法第6条：

雇用単位は、法定定年退職年齢を超えた労働者を募集・採用するにあたり、労働者が労働報酬、休息休暇、労働安全衛生、労働災害保障等の基本的な權益を取得することを保障しなければならない。

さらに、「労働紛争事件を審理する際の法律適用にかかる問題に関する最高人民法院の解釈（二）」（法釈[2025]12号、2025年7月31日發布、2025年9月1日施行）（以下「司法解釈（二）」）では、司法解釈（一）における「労務関係として処理する」との規定が廃止された。

司法解釈（二） 第21条

この解釈は、2025年9月1日から施行する。「労働紛争事件を審理する際の法律適用にかかる問題に関する最高人民法院の解釈（一）」（法釈[2020]26号）第32条第1項は、同時にこれを廃止する。最高人民法院がこれより前に發布した司法解釈とこの解釈とが一致しない場合には、この解釈を基準とする。

以上のとおり、年齢超過労働者については、従来のように一律に労務関係として処理するのではなく、雇用関係の法的性質とは切り離して、その基本的權益を保障する方向へと制度の整備が進められてきた。こうした中、2026年5月10日に「暫定施行規定」が發布され、同年7月1日から施行されたものである。以下では、同規定の主な条項について紹介する。

【4】 「法律回答ネット」（第9回）の趣旨について、その冒頭で以下のとおり説明がなされている。

中国語原文	日本語仮訳
开栏的话： 法答网是最高人民法院为全国四级法院干警提供法律政策运用、审判业务咨询答疑和学习交流服务的信息共享平台。通过法答网，法院干警可以就审判工作、学习和研究中涉及的法律适用、办案程序和司法政策等问题在线咨询。答疑专家须严格依据法律、司法解释等规定，在规定时间内提出答疑意见，并经相关业务部门负责人审核同意，以最大限度保障答疑意见准确、权威。咨询仅针对法律适用问题，不得涉及具体案件，答疑意见仅供学习、研究和参考使用。 法答网上线运行以来，咨询答疑质量和平台功能得到进一步优化，上下级法院业务交流顺畅高效，困扰审判一线痛点难点问题得到及时解决，“有问题，找法答”的理念已深入基层一线，深入干警内心。为进一步满足人民群众的多元司法需求，抓实“公正与效率”，最高人民法院充分挖掘法答网资源“富矿”，积极开展优秀咨询答疑评选工作，将具有典型性、前沿性或疑难复杂的法律适用咨询答疑通过人民法院报等媒体平台陆续发布，在更广范围更深层次发挥法答网释疑解惑交流、促进统一法律适用的功能效用，向社会传递崇法风尚，弘扬法治正能量。为此，人民法院报特开设“法答网精选问答”栏目，发布法答网精选咨询答疑。敬请关注。	欄の開設にあたって： 法律回答ネットは、最高人民法院が全国四級の法院の職員に対し、法律・政策の運用及び裁判業務にかかる相談・質疑応答並びに学習・交流のサービスを提供する情報共有プラットフォームである。法院職員は、法答網を通じて、裁判業務、学習及び研究に関わる法適用、事件処理手続及び司法政策等の問題について、オンラインで相談することができる。質疑応答をする専門家は、法律、司法解释等の規定に厳格に基づき、所定の期限内に回答意見を提示し、かつ、関連業務部門の責任者による審査・同意を得なければならない。これにより、回答意見の正確性及び權威性を最大限に保障する。相談は法適用上の問題のみを対象とし、具体的な事件に関わってはならず、回答意見は学習、研究及び参考のためにのみ使用される。 法律回答ネットの運用開始以来、相談・質疑応答の質及びプラットフォームの機能は一層最適化され、上級法院と下級法院との業務交流は円滑かつ効率的となり、裁判の第一線を悩ませていた課題・難題が適時に解決され、「問題があれば、法律回答ネットに聞く」という理念は、既に基層の第一線に深く浸透し、法院職員の心にも深く浸透している。人民大衆の多様な司法上の需要をさらに満たし、「公正と効率」を着実に実現するため、最高人民法院は、法律回答ネットの資源という「豊かな鉱脈」を十分に掘り起こし、優秀な相談・質疑応答の選定業務を積極的に展開し、法適用に関する相談・質疑応答のうち、典型性若しくは先端性を有するもの又は難解かつ複雑なものを、人民法院報等のメディアプラットフォームを通じて順次公表し、より広い範囲及びより深いレベルにおいて、疑問を解き、迷いを解消し、交流を行い、法適用の統一を促進するという法律回答ネットの機能・効用を発揮させ、法を尊ぶ風風を社会に伝え、法治の前向きな力を発揚する。このため、人民法院報は、「法律回答ネット精選回答」欄を特に開設し、法律回答ネットから精選した相談・質疑応答を掲載する。ぜひご注目いただきたい。

【5】 「第142条 相手方のある意思表示の解釈においては、使用された語句に従い、関連する条項、行為の性質及び目的、慣習並びに信義誠実の原則を勘案し、意思表示の意味を確定しなければならない。」

相手方のない意思表示の解釈においては、使用された語句に完全に拘泥してはならず、関連する条項、行為の性質及び目的、慣習並びに信義誠実の原則を勘案し、行為者の真実の意思を確定しなければならない。」

【6】 現在有効な会社法第53条第1項

【7】 現在有効な会社法第162条

【8】 現在有効な会社法第210条

【9】 [Laches \(equity\) - Wikipedia](https://en.wikipedia.org/wiki/Laches_%28equity%29)参照。(https://en.wikipedia.org/wiki/Laches_%28equity%29)

二. 暫定施行規定の重点条項

1. 「暫定施行規定」の適用範囲

「暫定施行規定」は、「雇用単位による労働管理を受け、雇用単位の手配した報酬のある労働に従事する」年齢超過労働者に適用される。また、規定に適合して既に早期定年退職をしている労働者が、定年退職後に雇用単位により雇用された場合も、「暫定施行規定」の適用範囲に含まれる。

一方で、労働者が法定定年退職年齢に達した場合であっても、国の関係規定に従い定年退職を弾力的に延長している場合には^[1]、その延長期間において「暫定施行規定」は適用されない。この場合は、所在単位の性質に応じて、「労働契約法」、「事業単位人事管理条例」等の法律法規がそれぞれ適用される。

第2条 中華人民共和国の境内の雇用単位が法定定年退職年齢を超えた労働者（以下「年齢超過労働者」という。）を招聘雇用し、年齢超過労働者が雇用単位による労働管理を受け、かつ、雇用単位の手配した報酬のある労働に従事するにあたっては、この規定を適用する。

規定に適合して既に早期定年退職をしている労働者が、定年退職後に雇用単位により招聘雇用された場合には、この規定により執行する。

第23条 国の関係規定に基づき弾力的に定年退職を延長する労働者には、弾力的定年退職延長期間において、「労働契約法」、「事業単位人事管理条例」等の法律法規の規定を適用する。

2. 年齢超過労働者の基本的權益

「暫定施行規定」では、年齢超過労働者の労働報酬、休息休暇、労働安全衛生および労災保障について明確な規定が置かれており、第5条第2項では、これらの基本的權益を保障しなければならないことを定めている。

第5条 雇用単位及び年齢超過労働者は、適法、公平、平等・自由意思、協議による合意及び信義誠実の原則を遵守し、双方の権利及び義務を確定する。

雇用単位は、年齢超過労働者が労働報酬、休息休暇、労働安全衛生、労働災害保障等の基本的權益を取得することを保障しなければならない。

年齢超過労働者は、職業道德及び雇用単位の労働規則制度を遵守し、安全生産及び職業衛生の規程及び標準を執行し、労働任務を完了しなければならない。

1) 労働報酬

労働報酬については、遅滞なく満額で支払うこ

と、また、その額が最低賃金標準を下回らないことが求められる。

第10条 雇用単位は、年齢超過労働者と、労働報酬の具体的金額又は報酬計算標準、支払周期、支払日、支払方式等の事項を明確に約定しなければならない。

第11条 年齢超過労働者が正常な労働を提供した場合には、雇用単位の支払う労働報酬は、当該地の最低賃金標準を下回ってはならない。

第12条 雇用単位は、貨幣の形式により約定に従い遅滞なく満額により労働報酬を年齢超過労働者本人に支払い、少なくとも毎月1回支払わなければならない、現物又は有価証券等のその他の形式により代替してはならず、上前をはね、又は理由なくして支払いを遅延してはならない。

2) 休息休暇

休息休暇については、法定の労働時間に関する規定及び祝祭日・記念日の休日に関する弁法を遵守することが求められる。また、一般に年齢超過労働者には時間外労働を手配せず、手配する場合には労働法の関係規定を遵守しなければならない。

第9条 雇用単位は、「従業員の労働時間に関する国务院の規定」及び「全国年間祝日及び記念日休日弁法」の規定により、年齢超過労働者の労働時間及び休息休暇を合理的に手配しなければならない、一般に年齢超過労働者に時間外労働を手配しない。

雇用単位は、年齢超過労働者に時間外労働を手配するにあたり、「労働法」第41条、第42条及び第44条【2】の規定を遵守しなければならない。

3) 労働安全衛生

労働安全衛生については、雇用単位が適切な職務及び労働強度を設定し、安全生産及び職業衛生に関する教育・研修を実施しなければならないことが明確にされている。

第13条 雇用単位は、年齢超過労働者の身体状況に基づき適切な業務職位及び労働強度を確定しなければならない、年齢超過労働者をその心身の健康に危害を及ぼす労働又は危険な作業に従事するよう手配してはならない。

第14条 雇用単位は、年齢超過労働者に対し安全生産及び職業衛生の教育及び研修をし、安全生産及び職業衛生の規程及び標準を執行し、事故及び職業病の発生を予防しなければならない。

3. 労災、養老、医療保険料の納付

1) 労災保障

労災保障については、労災保険への加入が雇用単位の強制義務とされ、雇用単位が年齢超過労働者について労災保険への加入手続を行い、保険料を納付する一方、個人は保険料を納付しないことが明確にされている。ただし、年齢超過労働者の

労災保障弁法は「別途制定する」とされており、労災待遇の具体的な基準は、今後の関連規定で明確にされることになる。

第15条 雇用単位は、年齢超過労働者のため労働災害保険に加入し、かつ、労働災害保険料を納付しなければならない、個人は、労働災害保険料を納付しない。年齢超過労働者が業務の原因により事故傷害を受け、又は職業病に罹患した場合には、規定に従い労働災害認定及び労働能力鑑定をし、かつ、相応する労働災害保障待遇を享受する。年齢超過労働者の労働災害保障弁法は、別途これを制定する。

2) 養老保険、医療保険

年齢超過労働者が、既に基本養老保険待遇を享受しながら業務を継続する場合、その基本養老保険待遇は変更されない。従業員基本医療保険の定年退職者待遇を享受しながら業務を継続する場合も、同様にその従業員基本医療保険待遇は変更されない。

一方で、保険料の納付を延長する必要がある年齢超過労働者は、個人として養老保険料および従業員基本医療保険料を継続して納付することができるとされている。また、雇用単位との協議により合意した場合には、雇用単位が当該労働者のためにこれらの保険料を納付することもできる。この場合、個人負担分は、雇用単位が代理控除・代理納付する。

第16条 年齢超過労働者が既に基本養老保険待遇を享受しつつ業務を継続する場合には、その享受する基本養老保険待遇を変更しない。

年齢超過労働者が基本養老保険待遇を享受せず、従業員基本養老保険に継続して加入することを選択した場合には、個人の身分により従業員基本養老保険料を継続して納付することができ、また、雇用単位との協議による合意を経て、雇用単位は、規定に従い当該労働者のため従業員基本養老保険料を納付することもでき、個人が納付するべき従業員基本養老保険料は、雇用単位がこれを代理控除・代理納付する。

第17条 年齢超過労働者が既に従業員基本医療保険の定年退職人員の待遇を享受しつつ業務を継続する場合には、その享受する従業員基本医療保険待遇を変更しない。

年齢超過労働者が従業員基本医療保険の定年退職人員の待遇を享受せず、従業員基本医療保険に継続して加入することを選択した場合には、個人の身分により従業員基本医療保険料を継続して納付することができ、また、雇用単位との協議による一致を経て、雇用単位は、関係規定に従い当該労働者のため従業員基本医療保険料を納付することもでき、個人が納付するべき従業員基本医療保険料は、雇用単位がこれを代理控除・代理納付する。

4. 雇用合意書

1) 雇用合意書の締結

「暫定施行規定」では、雇用単位が、年齢超過

労働者と雇用合意書を締結しなければならないことが明確にされている。具体的には、合意書において、合意期間、業務内容、業務場所、労働時間、休息休暇、労働報酬、社会保険、労働保護、労働条件、職業危害防護等の事項を明確に定めるものとされている。

第6条 雇用単位は、年齢超過労働者と書面による労働者使用合意を締結し、合意期間、業務内容、業務場所、労働時間、休息休暇、労働報酬、社会保険、労働保護、労働条件、職業危害防護等の事項を明確にしなければならない。

2) 雇用合意書の変更、解除、終了

雇用合意書の変更には双方の合意が必要であり、解除及び終了については、「暫定施行規定」第8条において、次の4つの事由が定められている。すなわち、①雇用合意の期間が満了した場合、②双方が約定した業務内容が完了した場合、③双方が約定した終了条件が生じた場合、④双方が協議により解除について合意した場合である。

第7条 双方は、協議により合意して、労働者使用合意に約定した内容を変更することができる。

第8条 労働者使用合意の期間が満了し、又は双方の約定した業務内容が完了した場合には、労働者使用は、終了する。双方の約定した終了条件が生じ、又は双方が協議により合意して労働者使用合意を解除した場合には、労働者使用は、終了する。

5. 権利の救済及び紛争の解決

1) 人的資源社会保障行政部門に対する苦情申立て

「労働保障監察条例」第9条^[3]第2項及び「暫定施行規定」第20条によれば、年齢超過労働者は、雇用単位が「暫定施行規定」第9条第2項、第11条又は第12条の規定に違反し、自己の労働保障に関する適法な權益が侵害されたと考える場合、人的資源社会保障部門に対し苦情を申し立てる権利を有する。人的資源社会保障部門は、年齢超過労働者の申立てを受領した場合、「労働保障監察条例」の関係規定により調査・処理を行い、雇用単位の違法行為について、「中華人民共和国労働契約法」第85条第（一）号から第（三）号^[4]の規定により法律責任を追及しなければならない。

第20条 雇用単位が第9条第2項、第11条又は第12条の規定に違反した場合には、年齢超過労働者は人的資源社会保障行政部門に対し苦情を申し立てることができ、人的資源社会保障行政部門は「労働契約法」第85条第（一）号から第（三）号及び「労働保障監察条例」の規定により監察を実施する。

第21条 雇用単位による「安全生産法」、「職業病予防治療法」等の法律法規及び規則への違反について、安全生産及び職業病予防治療監督管理の職責を負う部門は、法により処理しなければならない。

2) 仲裁前置

「暫定施行規定」において明確にされた労働報酬、休息休暇、労働安全衛生、労災保障に関する事項について紛争が生じた場合には、「中華人民共和国労働紛争調停仲裁法」により処理され、仲裁前置となる。仲裁判断に不服がある場合には、人民法院に対し訴えを提起することができる（「暫定施行規定」第19条）。

3) 訴えの提起

その他の事項に関する紛争について、当事者は、直接、人民法院に対し訴えを提起することができる。

第19条 この規定において明確にした労働報酬、休息休暇、労働安全衛生又は労働災害保障に起因して紛争が生じた場合には、「労働紛争調停仲裁法」により処理する。

その他の事項に起因して紛争が生じた場合には、当事者は、法により人民法院に対し訴えを提起することができる。

「暫定施行規定」は、現行の労働法制度の不備を補い、雇用単位と年齢超過労働者の権利及び義務を明確にするとともに、雇用単位に新たなコンプライアンス上の対応を求めるものである。そのため、雇用単位には、雇用制度を点検・見直し、「暫定施行規定」の要求に適合する雇用合意書を作成するとともに、報酬の支払、時間外労働管理、労災保険への加入等に関する管理を強化することが求められる。

【1】 「彈力的定年退職制度の実施にかかる暫定施行弁法」（人社部発[2024]94号、2025年1月1日施行）

第4条 従業員が法定定年退職年齢に達し、所在単位と従業員とが協議により合意した場合には、定年退職を彈力的に延長することができる。延長日は、法定定年退職年齢から最長でも3年を超えない。所在単位と従業員とは、1か月前までに、書面により定年退職延長日等の事項を明確にしなければならない。定年退職の彈力的延長日については、確定した後は、再び延長しない。

公務員及び国有企業・事業単位の指導人員その他の管理人員は、法定定年退職年齢に達した際に、遅滞なく定年退職手続をしなければならない。

【2】 「中華人民共和国労働法（2018年改正）」

第41条 雇用単位は、生産經營の必要により、工会及び労働者との協議を経た後に、労働時間を延長することができ、一般に1日1時間を超えてはならない。特段の原因により労働時間を延長する必要がある場合には、労働者の身体の健康を保障するという条件のもとで、延長する労働時間は、1日3時間を超えてはならない。ただし、1か月に36時間を超えてはならない。

第42条 次に掲げる事由の1つがある場合には、延長する労働時間は、前条の制限を受けない。

（一）自然災害若しくは事故が発生し、又はその他の原因により、労働者の生命・健康及び財産の安全が脅かされ、緊急処理をする必要があるとき。

（二）生産設備、交通運送路線又は公共施設に故障が発生し、生産及び公共利益に影響を及ぼし、必ず遅滞なく緊急修理をしなければならないとき。

（三）法律及び行政法規に定めるその他の事由

第44条 次に掲げる事由の1つがある場合には、雇用単位は、次に掲げる標準に従い、労働者の正規の労働時間の賃金を上回る報酬を支払わなければならない。

（一）労働者に労働時間の延長を手配する場合には、賃金の100分の150を下回らない賃金報酬を支払う。

（二）休日に労働者に業務を手配し、かつ、代休を手配することのできない場合には、賃金の100分の200を下回らない賃金報酬を支払う。

（三）法定休日に労働者に業務を手配する場合には、賃金の100分の300を下回らない賃金報酬を支払う。

【3】 「労働保障監察条例」（國務院令第423号により公布、2004年12月1日施行）

第9条 いかなる組織又は個人も、労働保障の法律、法規又は規則に違反する行為について、労働保障行政部門に通報する権利を有する。

労働者は、雇用単位が自己の労働保障に係る適法な權益を侵害したと認める場合には、労働保障行政部門に苦情を申し立てる権利を有する。

労働保障行政部門は、通報者のために秘密を保持しなければならない。通報が事実に属し、労働保障の法律、法規又は規則に重大に違反する行為を調査・処理するために主要な端緒及び証拠を提供した通報者に対し、報奨を与える。

新公布法令情報・解説 主な新公布法令

主な新公布法令^[1]

（2026年2月から2026年4月までの期間にて公布された新法令のうち、特に重要と思われるものについて会社設立・M&A、税関管理、外貨管理、税務・会計、その他の項目別にとりまとめたもの。）

会社設立・M&A

法令名: 国家発展規画法

公布部門: ー

文書番号: 主席令第72号

発布日: 2026年3月12日

施行日: 2026年3月12日

概要等: 国は、国家発展規画及びマクロ政策協調及び業務協同メカニズムを健全化し、経済社会発展の形勢を考え合わせ、国家発展規画の実施をめぐり、マクロ政策の方向を合理的に確定し、財政、通貨、産業、科学技術、価格、雇用、消費、投資、貿易、土地等の政策が協同して力を発揮することを促進し、マクロ政策の方向の一致性を強化する。

税関管理

法令名: クロスボーダー電子商取引の輸出積戻し商品にかかる租税優遇政策に関する財政部、税関総署及び税務総局の公告

公布部門: 財政部・税関総署・税務総局

文書番号: 2026年第16号公告

発布日: 2026年2月6日

施行日: ー

概要等: 2026年1月1日から2027年12月31日までの期間においてクロスボーダー電子商取引にかかる税関監督管理コード（1210、9610、9710、9810）項における輸出申告について、売れ残り又は返品の原因により、輸出の日から6か月内に原状により積み戻されて入境する商品（食品を含まない。）は、輸入関税並びに輸入環節増値税及び消費税の徴収を免除する。輸出の際に既に徴収済みの輸出関税については還付を許可し、輸出の際に既に徴収済みの増値税及び消費税については、国内販売貨物に返品が発生した際の関係する租税規定を参照して執行する。そのうち、監督管理コード1210項目の輸出商品は、税関特殊監督管理区域又は保税物流センター（B型）から離境した日から6か月内に境内の区外に積み戻さなければならない。

法令名: 増値税法施行後の輸入環節増値税優遇政策の連接事項に関する公告

公布部門: 財政部・税関総署・税務総局

文書番号: 2026年第17号公告

公布日: 2026年2月10日

施行日: ー

概要等: 「抗癌薬品増値税政策に関する財政部、税関総署、税務総局及び国家薬品监督管理局の通知」（財政[2018]47号）及び「希少疾患用薬品増値税政策に関する財政部、税関総署、税務総局及び薬監局の通知」（財税[2019]24号）における輸入環節増値税優遇政策について、2026年1月1日から2027年12月31日まで継続して執行する。増値税法実施前に既に実施されているその他のものについて、執行期間の締切日が2026年1月1日より後である輸入環節増値税優遇政策及び関連する付帯文書は、引き続き原規定に従い実行する。

法令名: 「第15次5か年計画」期間において科学技術イノベーションを支持する輸入租税優遇政策に関する財政部、税関総署及び税務総局の通知

公布部門: 財政部・税関総署・税務総局

文書番号: 財関税[2026]7号

公布日: 2026年2月13日

施行日: 2026年1月1日

概要等: 科学研究機構、技術開発機構、学校等が輸入する、国内で生産することができず、又は性能が必要を満たすことのできない科学研究、科学技術開発及び教学用品については、輸入関税並びに輸入環節増値税及び消費税の徴収を免除する。

法令名: 「第15次5か年計画」期間における種子種源輸入租税優遇政策に関する財政部、税関総署及び税務総局の通知

公布部門: 財政部・税関総署・税務総局

文書番号: 財関税[2026]18号

公布日: 2026年2月13日

施行日: ー

概要等: 第1期に印刷発布する「輸入種子種源増値税徴収免除商品リスト」は、2026年1月1日から実施する。当該リストの印刷発布日後の30日以内に既に徴収された免除とすべき税金については返還し、同時に法律の規定に従い銀行の同期の普通預金利息を返還する。以降の期に印刷発布されるリストは、印刷発布日後の20日目から実施する。

法令名: クロスボーダー電子商取引小売輸出商品の税関区を跨いだ返品を全面的に推進することに
関する公告

公布部門: 税関総署

文書番号: 2026年第24号公告

公布日: 2026年3月12日

施行日: 2026年4月1日

概要等: クロスボーダー電子商取引小売輸出商品の税関区を跨いだ返品業務を展開する企業は、規範的に経営し、かつ、独立した作業機能区を具備しなければならない。関連する生産作業システムのデータは、税関に対し開放し、又は税関情報化システムと接続しなければならない。

法令名: 「税関輸入食品境外生産企業登録管理規定」の実施に関連する事項に関する公告

公布部門: 税関総署

文書番号: 2026年第27号公告

公布日: 2026年3月18日

施行日: 2026年6月1日

概要等: 輸入食品境外生産企業登録事務取扱指針、登録システム使用説明書、登録問題相談ホットライン等の資料については、登録システムの「事務取扱指針」機能を通じて照会することができ、又は税関総署ウェブサイトにおいて公表されている事務取扱指針を参照する。

法令名: 高級認証企業簡易再審査の実施に関する公告

公布部門: 税関総署

文書番号: 2026年第31号公告

公布日: 2026年3月26日

施行日: 2026年4月1日

概要等: 「税関登録登記及び備案企業信用管理弁法」（税関総署令第282号）に基づき、税関総署は、条件に適合する高級認証企業に対し再審査手続を簡素化することを決定した。

法令名: 「税関登録登記及び備案企業信用管理弁法」の執行に関係する事項に関する公告

公布部門: 税関総署

文書番号: 2026年第32号公告

公布日: 2026年3月27日

施行日: 2026年4月1日

概要等: 企業が信用情報異常企業名簿に列記され

[1] 本来、法令の公布は、中央性法規については国务院の、地方性法規については地方人民代表大会常務委員会の承認を経てなされる。本レポートでは、かかる公布手続きを経たことが確認できない法令、規範性文書（法令以外の文書）についても、便宜上、その発出日を公布日として表記。施行日については、規定により確認可能であるものについてのみ、表記している（「ー」は未確認の意）。また一部法令については、遡及施行されている。

例）企業所得税法に基づき制定された税務通達 公布日：2009年7月1日、施行日：2008年1月1日（遡及適用）。また、文書番号の文字部分は、法令公布部門を表す。

ている期間においては、信用等級を上方調整してはならず、税関は、信用失墜情報の修復申請を受理しない。

法令名：交通運送手段入出境衛生検査検疫証書の調整に係る事項に関する公告
公布部門：税関総署
文書番号：2026年第29号公告
公布日：2026年3月24日
施行日：2026年4月1日
概要等：船舶及び航空機の運業者又は代理人は、国際貿易「シングルウィンドウ」又は「税関政務サービスプラットフォーム」（online.customs.gov.cn）を通じて、交通運送手段入出境衛生検査検疫証書の電子版を自らダウンロードし、上記ルートを通じて船舶衛生証書手続を申請し、電子版を自らダウンロードすることができる。交通運送手段入出境衛生検査検疫証書及び船舶衛生証書のペーパーベース証書及び電子証書は、同等の法的効力を有する。

外貨管理

法令名：「境内企業境外貸付実行管理弁法」の印刷発布に関する中国人民銀行及び国家外貨管理局の通知（銀発[2026]63号）
公布部門：中国人民銀行・国家外貨管理局
文書番号：銀発[2026]63号
公布日：2026年3月13日
施行日：2026年4月20日
概要等：多国籍会社の人民元・外貨一体化資金プール及び多国籍会社のクロスボーダー資金集中運営項目下における境外貸付実行については、多国籍会社の関連する業務管理規定を遵守する。企業集団財務会社が委託貸付の方式により境外貸付実行業務を取り扱うにあたっては、更に国家金融監督管理部門の関連規定に適合しなければならない。

税務・会計

法令名：輸出税還付率文庫2026A版の発布に関する国家税務総局の通知
公布部門：国家税務総局

文書番号：税総貨労函[2026]27号
発布日：2026年3月3日
施行日：2026年1月1日
概要等：輸出入税則及び税関コードの調整状況並びに「太陽光発電等製品の輸出税還付政策の調整に関する財政部及び税務総局の公告」（2026年第2号）に基づき、国家税務総局は、2026A版輸出税還付率文庫を編成した。

その他

法令名：生態環境法典
公布部門：—
文書番号：主席令第70号
発布日：2026年3月12日
施行日：2026年8月15日
概要等：この法律は、2026年8月15日から施行する。「環境保護法」、「環境影響評価法」、「海洋環境保護法」、「大気汚染防止処理法」、「水汚染防止処理法」、「土壌汚染防止処理法」、「固形廃棄物環境汚染防止処理法」、「騒音汚染防止処理法」、「放射性汚染防止処理法」及び「クリーナー・プロダクション促進法」は、同時にこれらを廃止する。

法令名：主席令第73号
公布部門：—
文書番号：主席令第73号
発布日：2026年3月12日
施行日：—
概要等：中華人民共和国第14期全国人民代表大会常務委員会第4回会議において2026年3月12日に採択された「『法律整理業務状況並びに関係法律及び処理意見に関する全国人民代表大会常務委員会の報告』の承認に関する第14期全国人民代表大会第4回会議の決定」に基づき、「全人民所有制工業企業法」を廃止し、ここに公布する。

法令名：産業チェーン・サプライチェーン安全に関する国務院の規定
公布部門：国務院
文書番号：国務院令第834号
発布日：2026年3月31日

施行日：2026年3月31日
概要等：産業チェーン・サプライチェーン安全リスクを防御し、産業チェーン・サプライチェーンの強靱さ及び安全水準を引き上げ、かつ、経済社会の安定及び国の安全を維持保護するため、「国家安全法」、「対外関係法」、「反外国制裁法」、「対外貿易法」等の法律に基づき、この規定を制定する。

法令名：反外国不当域外管轄条例
公布部門：国務院
文書番号：国務院令第835号
発布日：2026年4月7日
施行日：2026年4月7日
概要等：中国政府は、中華人民共和国の法律及び中華人民共和国が締結し、若しくは参加する国際条約に基づき、又は対等の原則に従い、中国と適当な連絡が存在する行為について、域外管轄措置を実施し、国の主権、安全及び発展の利益を維持保護し、中国の公民及び組織の適法な権益を保護する権利を有する。中国政府が前項の規定に従い関係行為について管轄する権利を有し、外国の国家が同一の行為について管轄措置の実施を主張する場合には、双方は、国際法及び国際関係の基本準則を共に遵守することを基礎として、条約の締結を通じて、又は外交ルート、主管部門による協議等を経て解決することができる。

法令名：商業秘密保護規定
公布部門：国家市場監督管理総局
文書番号：第126号令
発布日：2026年2月24日
施行日：2026年6月1日
概要等：商業秘密保護を強化し、かつ、公平競争の市場秩序を維持保護するため、「反不正競争法」に基づき、この規定を制定する。

法令名：仮想通貨等の関連リスクの更なる防御及び処置に関する中国人民銀行、国家発展改革委員会、工業及び情報化部、公安部、市場監督管理総局、金融監督管理総局、中国証监会及び国家外貨局の通知
公布部門：中国人民銀行・国家発展改革委員会・工業及び情報化部・公安部・市場監督管理総局・

金融監督管理総局・中国証监会・国家外貨局
文書番号：銀発[2026]42号
発布日：2026年2月6日
施行日：2026年2月6日
概要等：金融機構（非銀行支払機構を含む。）は、仮想通貨の関連業務活動のため口座開設、資金振替及び清算・決算等のサービスを提供してはならず、仮想通貨に関連する金融商品を発行し、及び販売してはならず、仮想通貨及び関連金融商品を抵当品の範囲に組み入れてはならず、仮想通貨に関連する保険業務を展開してはならず、又は仮想通貨を保険責任範囲に組み入れてはならず、かつ、リスクモニタリングを強化し、法律規則に違反する問題の手がかりを発見した際には、遅滞なく関連部門に対し報告しなければならない。

法令名：境外人員の入境に際しデジタル化サービスの利便性を高めることに関する実施意見
公布部門：国家インターネット情報弁公室等
文書番号：—
発布日：2026年2月5日
施行日：—

概要等：デジタル医事サービスを提供する。医療機構が医療サービスプラットフォームの建設を最適化し、医事サービス予約チャンネルを整備し、医療ガイダンスサービスのデジタル化・国際化水準を高めることを支持する。デジタル化国際医療サービスプラットフォームの建設を支持し、主流の国際医療保険会社との提携を強化し、データのプライバシー安全を保障する前提のもとに、健康档案の国際医療サービス機構間での共有を推進する。ベンチャーサービスへの投資を最適化する。デジタル化手段を適切に使用し、企業の設立と抹消、銀行口座の開設、変更登記、貿易、投資等のサービス水準を高め、外商投資環境を継続して最適化する。

法令名：「未成年者ユーザー数が極めて多く未成年者集団に対し顕著な影響を有するネットワークプラットフォームサービス提供者認定弁法」の印刷発布に関する通知
公布部門：国家インターネット情報弁公室等・国家新聞発展署・教育部・工業及び情報化部・公安部・文化及び旅行部・市場監督管理総局・国家ラ

ジオテレビ総局

文書番号: 国信弁発文[2026]2号

発布日: 2026年2月11日

施行日: 2026年4月1日

概要等: ネットワークプラットフォームサービス提供者は、認定標準に従い、未成年者に対する影響を自らで評価しなければならない。認定標準に適合すると判断する場合には、自発的に認定を申請し、かつ、自己評価報告を提出しなければならない。

法令名: 私募投資基金情報開示監督管理弁法

公布部門: 証監会

文書番号: 証監会第233号令

発布日: 2026年2月24日

施行日: 2026年9月1日

概要等: 私募基金管理者及び私募基金受託管理者が投資家に対し私募基金情報を開示し、私募基金販売機構が私募基金管理者の委託を受けて投資者に対し私募基金情報を開示するにあたっては、この弁法を適用する。

法令名: 中国人民銀行、先物外貨販売業務の外貨リスク準備金率をゼロに下方調整することを決定

公布部門: 中国人民銀行

文書番号: —

発布日: 2026年2月27日

施行日: —

概要等: 外貨市場の発展を促進し、かつ、企業が為替レートリスクを適切に管理することをサポートするため、中国人民銀行は、2026年3月2日から、先物外貨販売業務の外貨リスク準備金率を20%からゼロに下方調整することを決定した。

法令名: 「知的財産権情報分析利用指針」の印刷発布に関する国家知的財産権局弁公室の通知

公布部門: 国家知的財産権局弁公室

文書番号: 国知弁発服字[2026]14号

発布日: 2026年3月2日

施行日: —

概要等: 国家知的財産権局は、「知的財産権情報分析利用指針」を編成し、知的財産権情報の取

得ルート、特許及び商標等の情報の分析方法、フロー規範及び分析ツール等を全面的に紹介し、イノベーション主体及びサービス機構が知的財産権情報の分析・利用を効率的かつ規範的に展開するため指針を提供する。

法令名: 標準にかかわる発明特許出願指針

公布部門: 国家知的財産権局

文書番号: —

発布日: 2026年3月14日

施行日: —

概要等: 国内外の出願人による出願文書の作成の規範化を指導し、特許出願の質を高め、かつ、特許と国際標準の制定との効果的な結合を推進するため、国家知的財産権局は、「標準にかかわる発明特許出願指針」の編成を組織し、関連するイノベーション主体の参考に供する。

法令名: 「反不正競争法」のより一層の徹底・実施に関する市場監督管理総局の通知

公布部門: 市場監督管理総局

文書番号: 国市監競争発[2026]40号

発布日: 2026年3月25日

施行日: —

概要等: 各種指針の制定・発布を通じて、経営者のコンプライアンス経営に対する行政指導及び宣伝・研修を強化し、企業が法により自発的に法に適合して経営することを促す。企業が競争コンプライアンス管理体系を確立して健全化するよう積極的に奨励し、及び指導し、企業のコンプライアンス主体責任を強化し、企業のコンプライアンス管理能力を不断に高める。

法令名: 「長期介護保険制度の確立を加速させることの実施方案」の印刷発布に関する国家医保局、民政部、財政部、人的資源社会保障部、農業農村部、国家卫生健康委員会、国家税務総局及び中国障害者連合会の通知

公布部門: 国家医保局・民政部・財政部・人的資源社会保障部・農業農村部・国家卫生健康委員会・国家税務総局・中国障害者連合会

文書番号: —

発布日: 2026年3月26日

施行日: —

概要等: 単位従業員が長期介護保険に加入するにあたっては、雇用単位及び従業員個人が共同で保険料を納付し、従業員基本医療保険料と共同で納付する。国レベル基準料率に基づき合理的に料率を確定し、総体料率は0.3%前後に抑制し、雇用単位及び個人が同比率で分担し、それぞれ0.15%前後とする。雇用単位の納付基数は従業員賃金総額とし、個人の納付基数は本人の賃金収入とする。

法令名: 「企業信用状況総合評価体系の確立に関する実施方案」の印刷発布にかかる國務院弁公庁の通知

公布部門: 国家發展改革委員会・中国人民銀行

文書番号: 国弁発[2026]8号

発布日: 2026年3月29日

施行日: —

概要等: 金融機構が全国一体化融資信用サービスプラットフォームのネットワークに依拠して公共信用評価結果を合理的に使用し、与信、リスク評価及び利息・費用価格決定モデルを確立することを奨励する。信用評価等級の高い企業に対し抵当・担保の要求を引き下げ、信用貸付のカバーする分野を段階的に拡大し、信用貸付の比率を高めることを奨励する。

法令名: 「全国公共信用情報基礎目録（2026年版）」及び「全国信用失墜懲戒措置基礎リスト（2026年版）」の印刷発布に関する通知

公布部門: 工業及び情報化部

文書番号: 発改財金[2026]447号

発布日: 2026年3月30日

施行日: 2026年3月30日

概要等: 道路機動車両生産分野の行政処罰裁量業務をより一層規範化し、かつ、行政法律執行の公平公正を保障するため、「行政処罰法」、「道路交通安全法」、「道路機動車両生産企業及び製品参入許可管理弁法」（工業及び情報化部令第50号）等の法律、法規及び規則に基づき、我が部は、「道路機動車両生産分野行政処罰裁量権基準表」を制定し、ここに印刷発布し、2026年2月1日から施行する。

バックナンバーのご紹介



スマートフォンから
ご覧いただけます

下記以外にも過去のバックナンバーを、弊行ホームページでご覧いただけます。

<https://www.jbic.go.jp/ja/information/reference/china.html>



2026年度 第1号



2025年度 第4号



2025年度 第3号



2025年度 第2号



2025年度 第1号



2024年度 第4号



2024年度 第3号



2024年度 第2号

JBIC 中国レポート

株式会社国際協力銀行 北京代表処

中華人民共和国 北京市建国門外大街2号 銀泰中心C座 2102号

TEL : +86-10-6505-8989 FAX : +86-10-6505-3829

E-MAIL : yyybjg@jbic.go.jp

本レポートは株式会社国際協力銀行 北京代表処が日系企業の皆様の中国に於けるビジネスの参考として役立ちそうな経済、投資、金融、税制にかかる現地の情報を集め、配信させて頂くものです。本誌に記載されている記事などの内容や意見は、執筆者個人に属し、国際協力銀行の公式意見を示すものではありません。当代表処は情報利用者に対する如何なる法的責任を有するものではありませんことをご了承ください。

